

南部箕蚊屋広域連合告示第4号

令和6年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月2日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和6年2月20日（火） 午前10時
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

河 中 博 子	一 橋 信 介
荊 尾 芳 之	山 路 有
景 山 浩	乾 裕
真 壁 容 子	細 田 元 教
勝 部 俊 徳	

○応招しなかった議員

大 床 桂 介

議事日程

令和6年2月20日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 施政方針の説明
- 日程第5 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について＜委員会付託＞
- 日程第6 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正について＜委員会付託＞
- 日程第7 議案第3号 南部箕蚊屋広域連合情報公開条例の一部改正について＜委員会付託＞
- 日程第8 議案第4号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について＜委員会付託＞
- 日程第9 議案第5号 南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について＜委員会付託＞
- 日程第10 議案第6号 南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について＜委員会付託＞
- 日程第11 議案第7号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について＜委員会付託＞
- 日程第12 議案第8号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）＜委員会付託＞
- 日程第13 議案第9号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）＜委員会付託＞
- 日程第14 議案第10号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算＜委員会付託＞
- 日程第15 議案第11号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算＜委員会

付託>

- 日程第16 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第17 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正について
- 日程第19 議案第3号 南部箕蚊屋広域連合情報公開条例の一部改正について
- 日程第20 議案第4号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第5号 南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第22 議案第6号 南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第23 議案第7号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第24 議案第8号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第9号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第10号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算
- 日程第27 議案第11号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算
- 日程第28 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 施政方針の説明
- 日程第5 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について<委員会付託>
- 日程第6 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正について<委員会付託>

- 日程第7 議案第3号 南部箕蚊屋広域連合情報公開条例の一部改正について<委員会付託>
- 日程第8 議案第4号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について<委員会付託>
- 日程第9 議案第5号 南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について<委員会付託>
- 日程第10 議案第6号 南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について<委員会付託>
- 日程第11 議案第7号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について<委員会付託>
- 日程第12 議案第8号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第2号)<委員会付託>
- 日程第13 議案第9号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)<委員会付託>
- 日程第14 議案第10号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算<委員会付託>
- 日程第15 議案第11号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算<委員会付託>
- 日程第16 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第17 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正について
- 日程第19 議案第3号 南部箕蚊屋広域連合情報公開条例の一部改正について
- 日程第20 議案第4号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第5号 南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第22 議案第6号 南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

- 日程第23 議案第7号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第24 議案第8号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第9号 令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第10号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算
- 日程第27 議案第11号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算
- 日程第28 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

出席議員(9名)

1番 河 中 博 子	3番 一 橋 信 介
4番 荊 尾 芳 之	5番 山 路 有
6番 景 山 浩	7番 乾 裕
8番 真 壁 容 子	9番 細 田 元 教
10番 勝 部 俊 徳	

欠席議員(1名)

2番 大 床 桂 介

欠 員(なし)

職務のため出席した者の職氏名

書記長	田 子 勝 利	書記	梅 林 佑 基
		書記	爲 國 沙 耶

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	陶 山 清 孝	副広域連合長	森 安 保
副広域連合長	中 田 達 彦	事務局長	吾 郷 あきこ
事務局次長	安 達 広 典	主任	山 本 佳 奈
監査委員	仲 田 和 男		

午前10時02分開会

○議長（勝部 俊徳君） それでは、ただいまから本会議を開きます。

ただいまの出席委員は9名でございます。

大床桂介議員から所用により欠席の届出がっておりますので、御報告を申し上げます。

それでは、令和6年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（勝部 俊徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次のお二人を指名いたします。

5番、山路有議員、6番、景山浩議員、以上2名でございます。

日程第2 会期の決定

○議長（勝部 俊徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（勝部 俊徳君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 施政方針の説明

○議長（勝部 俊徳君） 日程第4、施政方針の説明。

連合長より、施政方針の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、令和6年度施政方針を申し上げます。

これより令和6年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会に提案いたします令和6年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算並びに本年度の事業概要を説明し、介護保険事業の情勢と当面する諸課題につきまして説明を申し述べ、本議会定例会を通じ、議員各位をはじめ、広域連合区

域内の住民の皆様の御理解を賜りたいと思います。

介護保険制度は創設から23年が経過し、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきております。その一方で、総人口の減少により、高齢化はさらに進展し、本広域連合管内でも、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年、令和22年には高齢化率は41.2%になることが見込まれており、介護需要は増加を続けると推測しております。さらに、独り暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症の人や認知機能が低下した高齢者が増加することも見込まれており、介護予防や健康づくり、権利擁護や介護する家族等への相談支援体制の充実、介護人材不足への対応など、様々な課題への対応が必要となってまいります。また、高齢者を取り巻く状況は複雑化、複合化しており、高齢者を住み慣れた地域で包括的に支える地域包括ケアシステムの構築は、地域共生社会の実現に欠かすことのできない仕組みとして、ますます重要となってきております。

このような状況の中で、このたび令和6年度から令和8年度にわたる第9期介護保険事業計画を策定いたしました。第9期計画では、基本目標を、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりとし、前計画に引き続き構成町村と協力し、地域包括ケアシステムの構築に向けて取組を深化、推進してまいりたいと考えております。

さて、本広域連合における介護保険の運営状況ですが、令和5年12月末時点での第1号被保険者は9,167人で、前年同月と比較して5人の増、高齢化率は37.9%となっております。また、認定者数は1,661人で、前年同月と比較して35人の増となっております。介護給付費は、19億1,969万円と対前年度比較では5.3%の増となっており、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、サービス利用の回復傾向が見てとれます。

次に、予算の概要について説明をいたします。令和6年度一般会計の予算規模は5億500万円で、前年度に比べて2,500万円、4.7%の減額を見込みました。また、介護保険事業特別会計の予算規模は31億円で、前年度に比べて6,600万円、2.1%の減額を見込んでおります。介護給付費は、第9期計画における給付費見込額を計上しましたが、第8期計画における令和5年度給付見込額より減少したことから、前年度に比べ減額となっております。

本定例会には、このほかにも令和5年度の一般会計補正予算、介護保険事業特別会計の補正予算のほか、介護保険条例の一部改正等の議案を提案しておりますので、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただきますことをお願い申し上げ、御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、日程第5、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてから日程第15、議案第11号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算までを一括して説明を受けたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第1号から日程第15、議案第11号までの11議案を一括して説明を受けます。

連合長の提案理由の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案の提案をいたします。

まず、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、事務局から後ほど説明いたします。

議案第2号でございます。議案第2号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。こちらも詳細につきましては、事務局から説明をさせます。

議案第3号でございます。議案第3号、南部箕蚊屋広域連合情報公開条例の一部改正について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。後ほど事務局のほうから説明を行います。

議案第4号でございます。議案第4号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、後ほど事務局から説明をさせます。

議案第5号でございます。議案第5号、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について。次のとおり、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における個人情報保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定めることに関し協議することについて、地方自治法

第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、事務局から後ほど説明を行います。

議案第6号でございます。議案第6号、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について。次のとおり、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定めることに関し協議することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。こちらも詳細につきましては、事務局から後ほど説明を行います。

議案第7号でございます。議案第7号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について。次のとおり、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置を廃止することに関し協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、後ほど事務局から説明をさせます。

議案第8号でございます。議案第8号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）。令和5年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,095万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,382万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。詳細につきましては、後ほど事務局のほうから説明を行います。

続きまして、議案第9号でございます。議案第9号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和5年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,378万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,581万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。詳細につきましては、事務局から後ほど説明を行います。

議案第10号でございます。議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算。令和6年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億500万円と定める。2項、歳入歳出予算の

款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は600万円と定める。詳細につきましては、事務局のほうから後ほど説明をさせます。

議案第11号でございます。議案第11号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算。令和6年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は3億円と定める。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、事務局側からの追加説明をお願いいたします。

吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。それでは、議案第1号から議案第11号について説明をいたします。

まず、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてでございます。本案は、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの期間における保険料率等について改定を行うものでございます。保険料率の基準額を年額6万7,500円と定め、各所得段階の保険料率の改定を行うとともに、介護保険法施行令の改正に伴って、これまでの10段階から13段階へ多段階化を行うほか、所得段階を区分する基準所得金額の変更、第1段階から第3段階までの減額賦課に係る保険料率の変更を行うものでございます。施行期日は令和6年4月1日としております。

次に、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正についてでございます。本案は、条例第5条に定める審査会の事務を令和6年度から鳥取県に委託することに伴い、審査会の名称を変更するものでございます。施行期日は令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第3号、南部箕蚊屋広域連合情報公開条例の一部改正についてでございます。本案は、条例第18条に定める審査会の事務を令和6年度から鳥取県に委託することに伴い、審査会の名称を変更するとともに、現行の制度に照らし、第18条2項を削除、それに伴い項の繰上げをするほか、字句の修正など、所要の改正を行うものです。施行期日は令和6年4月1日としております。

次に、議案第4号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、条例第44条に定める審査会の事務を令和6年度から鳥取県に委託す

ることに伴い、審査会の名称を変更するものでございます。施行期日は令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第5号、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてでございます。本案は、個人情報の保護に関する法律に定める審査会に関する事務を令和6年度から鳥取県に委託するための規約を定める協議をすることについて、議会の議決を求めるものです。規約の内容は、委託事務の範囲、管理及び執行の方法、経費の負担及び予算の執行、決算の場合の措置などとなっております。施行期日は令和6年4月1日としております。

次に、議案第6号、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてでございます。本案は、情報公開条例及び議会の個人情報の保護に関する条例に定める審査会に関する事務を令和6年度から鳥取県に委託するための規約を定める協議をすることについて、議会の議決を求めるものです。規約の内容は、事務委託の範囲、管理及び執行の方法、経費の負担及び予算の執行、決算の場合の措置などとなっております。施行期日は令和6年4月1日としております。

議案第7号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議についてでございます。本案は、令和6年度から審査会に関する事務を鳥取県に委託することに伴い、現在、鳥取県西部町村会に共同設置している情報公開・個人情報保護審査会の共同設置を廃止する協議をすることについて、議会の議決を求めるものです。廃止の期日は令和6年3月31日としております。

続きまして、議案第8号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。補正予算の主なものを御説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。1款分担金及び負担金でございます。1,356万3,000円を減額し、4億8,502万7,000円とするものです。主に派遣職員給与等負担金及び特別会計繰出金等の減に伴う町村負担金の減額でございます。3款県支出金、2項県補助金でございます。50万7,000円を増額し、139万4,000円とするものです。これは主に権限委譲交付金の増額でございます。6款諸収入、2項収益事業収入でございます。167万1,000円を増額し、1,184万円とするものです。これは収入見込みによる介護予防サービス計画作成収入の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。2款総務費でございます。382万3,000円を減額し、1億186万2,000円とするものです。これは主に事務局の派遣職員給与等負担金の減額による

ものがございます。3款民生費でございます。712万7,000円を減額し、4億5,994万2,000円とするものです。主に特別会計への繰出金及び地域包括支援センターの派遣職員給与等負担金の減額によるものです。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第9号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。補正内容の主なものを御説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。1款保険料でございます。1,223万2,000円を増額し、6億2,948万6,000円とするものです。これは保険料収入見込みに伴う増額でございます。3款国庫支出金でございます。167万8,000円を減額し、7億4,657万6,000円とするものです。主に調整交付金及び地域支援事業交付金の交付見込みに伴う減額でございます。4款支払基金交付金でございます。163万7,000円を増額し、8億4,255万2,000円とするものです。地域支援事業交付金の交付見込みに伴う増額でございます。5款県支出金、1項県負担金でございます。2,298万9,000円を減額し、4億3,679万5,000円とするものです。介護給付費負担金の交付見込みに伴う減額でございます。6款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。262万1,000円を減額し、4億4,475万1,000円とするものがございます。主に地域支援事業繰入金及び事務費繰入金の減額でございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。1款総務費、3項介護認定審査会費でございます。155万3,000円を減額し、623万4,000円とするものです。実績見込みに伴う審査会負担金の減額でございます。2款保険給付費でございます。総額の増減は行っておりませんが、実績見込みに伴い、項目間での予算調整を行っております。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費でございます。226万1,000円を減額し、1,794万1,000円とするものです。主に新型コロナウイルス感染症の影響による介護サービス相談員の派遣回数減少や、認知症総合支援事業費の減額でございます。5款基金積立金でございます。979万9,000円を減額し、5,962万8,000円とするものです。実績見込みにより、介護給付費準備基金積立金を減額するものがございます。

以上、特別会計でございます。

次に、議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算でございます。主な内容を御説明いたします。

予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明いたします。1款分担金及び負担金で

ざいます。本年度予算額4億7,833万2,000円、前年度と比較して2,025万8,000円の減でございます。派遣職員給与等負担金、特別会計繰出金等の減に伴い、関係町村負担金を減額しております。2款国庫支出金、本年度予算額942万6,000円、前年度と比較して412万7,000円の減でございます。3款県支出金、本年度予算額553万6,000円、前年度と比較して212万7,000円の減でございます。6款諸収入、本年度予算額1,170万4,000円、前年度と比較して151万2,000円の増でございます。

続きまして、歳出でございます。1款議会費、本年度予算額122万7,000円、前年度と比較して58万5,000円の増でございます。主に行政視察研修の経費の増額によるものです。2款総務費、本年度予算額6,170万7,000円、前年度と比較して23万6,000円の増でございます。主に制度改正に伴うシステム改修委託料の増額によるものでございます。3款民生費、本年度予算額4億4,126万5,000円、前年度と比較して2,551万8,000円の減でございます。主に特別会計への繰出金の減によるものでございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第11号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算でございます。主な内容を御説明いたします。

予算書の5ページをお開きください。歳入から御説明いたします。1款保険料、本年度予算額6億1,477万3,000円、前年度と比較して248万1,000円の減でございます。第9期介護保険事業計画に基づいた収入を見込んでおります。3款国庫支出金、本年度予算額7億2,102万2,000円、前年度と比較して2,723万2,000円の減でございます。4款支払基金交付金、本年度予算額8億2,254万7,000円、前年度と比較して1,836万8,000円の減でございます。5款県支出金、本年度予算額4億5,569万7,000円、前年度と比較して1,517万6,000円の減でございます。主に介護給付費の減によるものでございます。6款繰入金、本年度予算額4億8,589万8,000円、前年度と比較して274万3,000円の減でございます。主に介護給付費の繰入れの減によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。2款保険給付費、本年度予算額29億8,866万9,000円、前年度と比較して6,823万1,000円の減でございます。第9期介護保険事業計画に基づいた給付費を見込んでおります。3款地域支援事業費、本年度予算額8,654万8,000円、前年度と比較して268万6,000円の増でございます。介護予防・生活支援サービス事業費、任意事業費を増額しております。

以上、特別会計でございます。

これで説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） 以上で、提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、執行部より説明をいただきました議案につきましては、この後、総務民生常任委員会に付託いたしますので、総括的な質疑のみを行い、個別質疑につきましては総務民生常任委員会で行っていただきますようお願い申し上げます。

それでは、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正につきまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の議案第1号の広域連合保険条例の一部を改正する条例というのは、第9期の保険料の改定にあります。今回は、前回までが10段階だったのを9段階から10段階の間に新設、3段階設けて13段階にしているという点で、これは国も言っている、いわゆる介護保険の中のいろいろ変えていきましょうという中の一つの高所得者による負担、高所得者により負担してもらおうという制度の導入だというふうに説明しています。そこでお聞きするんですけども、今回の保険料は、基準額としては若干下がっているんですけども、中には保険料が増えてくるという方々が出てくるわけですね。計画の中でしたっけ、その影響は第10段階ですね、320万以上の方が10段階、11、12、13段階でそれぞれ数字が出されていて、第10段階74人、第11段階23人、第12段階24人、第13段階61人、計広域連合内で182人の数字が上がっているんですけども、この方々が今回保険料金が上がるということで、この180人を除いた全ての65歳以上の保険料負担の方々が下がるということなのかという質問が一つですね。

それと、今回保険料が、給付費が下がることによって保険料全体も若干下がってきているわけですね。こういうふうにした結果が下がってきているということなんですけども、この下がってくる理由というのはどういうことですか。人数が少なくなったから。それよりも、上げた高所得者が負担するよりも保険料の低い人が多かったからなのか。その説明をちょっとしていただきたいということと……。

○議長（勝部 俊徳君） 一回そこで2点だけにとどめさせて。

○議員（8番 真壁 容子君） でもね、3回しかただしてもらえないから。それ延ばしてくれるんだったらいいですけど。どうしましょうか。

○議長（勝部 俊徳君） まとめて、ちょっと何か傍聴者が分かりにくいので一回切っていきたい

と思いますけど。

○議員（8番 真壁 容子君） そしたら、何回も質問させていただけますか。

○議長（勝部 俊徳君） それは、回数は制限はありますけど。

○議員（8番 真壁 容子君） えっ、もう一回。

○議長（勝部 俊徳君） 制限はあります。ありますけれども、一遍にすると傍聴者が分かりにくいので、一回切って、また次の件数まとめてやっていただけたらいいと思いますけど。（「そのぐらい分かっちゃうなる」と呼ぶ者あり）分かっちゃうなるかいな。それじゃあ、追加でこのままで。

○議員（8番 真壁 容子君） ありがとうございます。御配慮ありがとうございます、なるべく簡潔にしたいと思います。申し訳ございません。

その2つで、3つ目です。今回、介護保険料の改定について、連合長、高所得者に対して負担増という点についてのこの高所得者の320万以上高所得者ですね、位置づけているんですけど、これについて町長はどういうふうにお考えをいらっしゃいますか。（「町長じゃない、連合長」と呼ぶ者あり）連合長はどういうふうにお考えを持っていますかということ。

それと4つ目には、今回、毎年の議会と違って3年に1回の保険料が変わってくる。それで、幾らになるか心配していたところ、若干下がってきたっていうことを報告なさるんですけども、依然として保険料について、介護保険について、保険料が高いと。自分たちは1回も使えないままで一生を終えてしまうこともあるので何とか引下げをしてほしいという声があるわけですね。この声に対して、広域連合は説明していかんといけんと思うんですよ。今までの介護保険の実績はどうだって、今回どうしてこの金額になったのか、で、どのように使われているのかってことですね。広域連合の中の介護保険のことを皆さんに説明していくための手段として、住民に説明することや、広域連合を組んでいるものですから、広域連合内の議会等にも議員等に私は説明する必要があると思うんですが、連合長はこの中身を説明していくために、広域連合としてどのようなことをしようと考えていらっしゃいますか。今のところは、住民への説明会を4月以降に行うということと、それと、構成町村の議員については、今度、あさっての22日に説明会を行うというんですけども、これは広域連合議員が中心で、ほかの方々は傍聴で質問ができないという状況でなさるといことなんですね。これについて、連合長はこの中身を普及させていくために、うんと説明して声も聞いていかないといけないと思うんですが、どのような在り方がいいというふうにお考えになりますか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。介護保険料が、これまでの枠が9段階から13段階に、広域連合の中ではこれまで11だったんですよね、11が……（「10段階」と呼ぶ者あり）10段階が13になると。1つ増やしていきまして、少し幅は違いますけれども。一定の評価と、さらには値段が上がる方の320万の枠をどう考えるのかということになろうと思います。一つには、高額所得者と呼ばれてます皆さんから頂いたお金を低所得者のところに配分をするといったことが、やはり格差拡大をしているこの事情の中では、これは致し方ないことではないかと一方で思います。もう一方では、やはり全ての面で医療費もこういう形態で上がってきております。社会保障全体を国民全体で守るという中で、やはり高所得者に負担が非常に偏ってくるというのはつらいところもあると思いますけれども、ぜひここは介護保険の重要性、そして社会保障を次の世代にもきちんと引き継ぐために、今私たちがこの3年間で使うお金を精算するわけですから、ぜひともこの辺りのところは御理解いただきたいと思ってます。

あと、もう1点は、広域連合と議会との関係だろうと思ってます。議会構成してますここにられる代表の議員の皆様には、しっかり説明するのは当然でございます。また、構成町村の皆さんにも勉強の機会を与えてほしいという御意見もいただいておりますので、そういう機会は必要だろうと思ってますけれども、あまりにも、ではそこでいろいろな議論がかみ合いな部分、当然あるわけですし、その部分についてまで踏み込んだことをしますと、この議会の代表性というものがおかしなことになってしまうと思います。あくまでも、この広域連合の中の議会の皆さんにはそれ相応の責任が必ずついて回ると思いますので、この辺りのバランスというものも、ぜひとも議員の皆さんには御理解いただきたいと思ってます。

私からは以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。保険料段階が9段階以下の方は全員下がるのかという御質問だったというふうに認識しております。今回の改定におきまして、第9段階、合計所得金額が420万円未満の方については、皆さん保険料は下がります。ただ、新しく設定しました第10段階の乗率が1.9になっておりますので、10段階よりも上の方については保険料は増額ということになります。

それから、もう1点、予算について、保険料の収入が減額になっている理由についてお尋ねではないかというふうに思います。その理由としましては、準備基金のほうは2億円集まって今のところ積立てになる予定ですので、その2億円を全て保険料の減額のほうに投入をするということと、あと保険料の基準額自体が下がっておりますので、そのことによる保険料収入の減でござ

います。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 先ほどの連合長のお述べになりました高所得者層をどう見るかっての、これ私の一般質問でもあるので、詳しいところはそこに譲りたいというふうに思うのですが、仕組みとしてちょっと分からないところですね。

今回、先ほど課長も、準備金を全て入れたので保険料若干安くなったっていうんですけども、全体この3年、今年を見たら、給付費も下がってるわけですよ。今回の保険給付費を含めた約5億6,000万でしたっけ、下がっていますよね。全体的に下がっている中で、それでも準備金を全部入れなければ前回よりも若干安くすることができなかったという現状だと思うんですけども、連合長、この給付費が下がってくるということについて、どういうふうにお考えですか。確かに人口も減っているんですね。けれども、この給付費を下げたというんですけども、そのことによって、例えば保険料の問題とか、サービスが受けにくい状況とか、そういうことも反映してるのかっていうようなことも考えられると思うんですけども、その辺の関連の考え方をちょっとお聞きしたいということが一つと、もう一つは、広域連合と各町村議会の在り方でおっしゃったんですけども、連合長は、あまりに説明してかんかんがくがくの論議が各町村出たら、広域議会そのものの在り方が問われるっていうんですけども、もう広域議会というのは法律と条例決まって、どんなことがあろうとここでしか決められないものですから、どういうふうに、例えば町村での議員の説明会の中でいろいろ意見が出たとしても揺らぐものではないですよ。意見として聞くという立場から考えたら、例えば今回するような各町村議会に十分説明していくというのも、一町民とすれば当然考えることですから、そこで何ら懸念する必要ないと思うんですね。どうもその辺の広域連合と町村議会との考え方が非常に固定観念に縛られてあると思うんですけども、第一義的に広域連合のこの計画の説明は、私は執行部がやると思っているんですけども、連合長は広域議会の議員にあって、広域議会の議員が各議会に説明する責任があるというふうに執行部側としてお考えなんでしょうか。その意見を聞いておきたいと思います。

それで、3つ目ですけども、今回、これは一般質問と関連するのでそれから入るまでのことを聞いておきたいんですけども、今回、計画の中で第1番に上げてるのが、高齢者が安心して住み続けられる地域を目指すというんですけども、一番に上がってくるのが地域包括ケアの深化なんですよ。それが、総額30億円を超える介護保険の運営する中でも、1番の柱として出てくるわけですよ。ところが、先ほど全員協議会で、そしたらこの地域包括ケアに関連する金額幾らかって聞いたら、幾らでしたっけ、2,000万でしたっけ、なんですよ。どう言おうが、介護

保険は圧倒的に給付費とサービスがどうかっていうとここで決まってくるわけですよ。それを避けて、広域連合が地域包括ケアを深化させるとして、町村にそれ強化を求めるといいうんですね。それでお聞きしますが、連合長、幾ら言っても、地域包括ケアだといっても、先ほど地域包括ケアに該当する金額はどこかって聞いたら、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業等の出されたのが2,206万なんですよ。あと、若干は地域支援事業のお金も入ってくるし、その他もろもろ町村との行事があるというんですけども、30億の介護保険を運営する中で一番に目指すのがこの2,200万の地域包括ケアだといいうんですよ。それについて、介護保険の地域包括ケアの深化ということを介護保険の柱とするにふさわしいのかという質問が一つとですね、目標に、町村に働きかけるって書いてあるわけですよ。構成町村が主体性を持って地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組むという、構成町村が主体性を持って当たらせるという指導性と責任ってのは広域連合にあるんですか。どうしようとしてるんですかってことをお聞かせください。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。私からは、私の考え、概要についてだけ申し上げます。

まず、議会等の関係だと思えます。予算だとか、ここで決められることについての説明責任というのは、一定議員の皆さんに私はあると思っています。一方で、今回のような第9期計画のような3年間の長期的なビジョンについては、これは共有化する必要もありますし、広く町民の皆様にはできるだけいろんな機会でお聞きしたいし理解もいただきたい、このように思っています。この辺りの考え方の分けは必要ではないかと思っています。

もう一つ、もう1点あったのは、包括ケアシステムの深化についての御質問を頂戴いたしました。各町村の中では、重層的な支援システムであったり、新たな展開に入ってきてます。介護保険制度も2000年の創設でございますので、既に4分の1世紀近くを迎えようとしていますし、サービスも3倍に大きく発展、膨らんできています。こういう中で、この介護保険というシステムを次の社会にきちんと残していくために深化をする必要があると。その深化というのは深めていくっていうことで、広域連合だけで、また第9期計画だけで全て賄うものではないと思っています。構成町村や、そしてまた構成町村を取り巻くサービス事業者や福祉施設、また、ボランティアだとかいろいろなその地域の暮らし、人々が地域で安心して暮らし続けるための団体やサービスっていうもの、多様にあると思っています。その多様なサービスの担い手の皆さんと情報を共有しながらやっていくことを、深化というふう位置づけております。この辺りのところを十

分御理解いただきまして、介護保険のこの予算の中だけで深化をさせるということは、どだいこれは無理なことをごさいますて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく生きることをどう求めていくかというのは、やはり幅広く皆さんと捉えて、構成町村とも十分な情報交換をしながらお互いに深めていくことが必要だろうと思っています。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 順番から、地域包括ケアのほうから先させていただきます。

連合長がおっしゃったのは、介護保険の中だけで地域包括ケアを話をしていくの無理だというんですけど、その無理、私らも無理やと思ってるんですけども、それでもこの30億の介護保険運営するの、基本目標で第1に地域包括ケアシステムの深化って書いてあるから聞いているんですよ。どだいおっしゃるように、広域連合だけでできないことを掲げて、それを介護保険の第一の大きな目標だとしてすること自体ずれがあるというふうに思いませんか。

それで聞いているのは、書いている以上、構成町村が主体性を持ってっていうんだから、町村が主体性を持ってもらうために、この介護保険の広域連合としてはどういう責任と指導性を発揮するのか、どういう姿勢で臨むことが求められているのかっていうところを出していかないと、全部町村に投げ出しじゃないですか。私は、町村でしかできないと思ってるんですけどね。掲げる以上は、それを出してこないといけないのだと思いませんか。

それと、そもそも聞いているのは、30億の中で第1番に掲げる費用が2,000万しかないんですよって言うてるんですよ。その位置づけで、介護保険を第一にっていったら、介護保険料払ってる多くの方々が介護保険の中で安心してサービスを受けられるための工夫をしていくとか、サービスから逃れることのないような介護保険つくっていくとか、それを第一にするんだら分かるんですよ。そういうふうに変えていかないといけないのではないですか。ということで、構成町村が主体性を持つということは、広域連合はどのようなことを発揮するのかということをお聞かせください。

それと2つ目の、今回のように、連合長がおっしゃる、予算、決算についてどのような議会であったかということは議員の責任だということはもちろん重々承知しています。議決に参加した者として。あくまでも議員の説明は、議決にどういう態度を取ったかということを説明していくということが議員の仕事なんですよ、おっしゃるように。今回のように、3年に1回の長期的な計画があった場合には十分な説明が必要だという場合には、連合長、あさってする議員の説明会には、広域連合のほうでは、ほかに来る議員の方々ですね、広域連合以外の議員については傍聴者との扱いで、広域連合議員のみが質問できるという説明会になってしまっている状況を、こ

それは正しい状況ではないというふうに思いませんか。そこで幾ら意見出ようと、広域議会の結論がぶらつくような、そんな議会を私たちはしていません。私と違う、異なった結論が出るにしても、どうであったかっていうこと揺らがないわけでしょう。だとすれば、そこで幅広く説明して意見を聞いていくというのが本来の広域連合の在り方ではないんですか。その点についてどのようにお考えですか。（「休憩してよろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（勝部 俊徳君） 暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

.....

午前10時56分再開

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本会議を再開いたします。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。失礼いたしました。あした、あさっての会というのがよく理解できてませんでしたので、今、事務局のほうと聞きました。これまで前例の中で、議員の皆様に対する説明会をするということで、ここにおられる連合の皆さんに説明をするということである会であって、全員の議員の皆さんにする説明会ではないというこれまでの考えと同じだということを確認しております。

全員の皆さんにっていうのは、それ以外にもまた町民の皆さん全員にまたお話し、説明をする機会もありますので、ぜひそういう機会を通じて一般の住民と一緒にあって質問をされるという機会があるわけですから、それでいいのではないかと思います。ただ、どのような会合があってどのような議論があるのかっていうところの傍聴っていうんですか、その中に、説明の中に入ってはできませんけれども、意見を聞いていただく、この中であった議論を聞いていただくという機会はあるということでございますので、この辺りのところは御理解いただきたいと思っています。

それから、深化のことについてですけれども、今回つくりました第9期計画の分の中で、1点目には確かに地域包括ケアシステムの深化、2点目には介護予防と健康づくりの推進、3点目に認知症施策の推進、そして4点目に個人の尊厳の保持と、この大きな4点柱を上げています。全てこの中のものをこの広域連合の中で完結するものは、ありません。これまでも申し上げてきましたように、大きなパイの中で合理的に介護保険事業を運営していく。そして、その成果というものを今回、介護保険料を抑えるといったことにも私どもは成功したと思っています。しかし、一人一人の暮らしに寄り添った、高齢者が地域の中で住み続けるといったことが私たちの地域包

括ケアシステムの目標でございますので、これは先ほど申し上げましたように、地域の住民の皆さんはもちろん、各行政も一緒になって、そして社会福祉協議会やそれぞれ地域の中でお力をいただいております多くの組織や個人の皆さんと力を合わせてやっていく重要な課題だろうと思っておりますので、ここで深化というのを、広域連合だけではできないということを先ほど申しました。この辺りのところは議論のかみ合わないところあるかもしれませんが、ぜひ広域連合の限界点も必ずあると思っています。そういうところをお互いに補完し合いながら、さらによい制度にしていきたいと、こう思っているところでございます。（発言する者あり）

○議長（勝部 俊徳君） はい、3回目。

ほかに御質問ある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、議案第1号につきましては、質疑は以上で終結いたします。

次に、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正について、これにつきまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

続きまして、議案第3号、南部箕蚊屋広域連合情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。これに関しまして、質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 議案第3号の情報公開条例の一部改正について、質問いたします。申し訳ありませんが、議案第3号のこれを見て質問いたします。本来であれば、自分とこの所属する町議会でも同じものが出てくるので、そこですることのほうが本筋だと思うんですが、ここで来て決を求められているものですから、説明を求めます。それで、今出なかった場合は、委員会ですときにその旨を説明してくれたら、今できたらありがたいですけど、できなかつたらそのときにしてください。

というのは、ここに、先ほど全員協議会では中身が変わることありませんよっておっしゃったんですけども、気になったのは公開条例の一部を改正する条例のここなんですよ。改正後と改正前があって、特に審査会の諮問の第18条しか載っていませんが、その(2)で省略する部分がありますよね、削る部分が。「前項の規定による諮問は」っていうところで、ここに「弁明書の写しを添えてしなければならない」って書いてあるんですけども、それを削除しますよって、こういうふうに書いてあるわけですね。「反対意見書が提出されているときを除く」と書いてあ

るんですけども、原則公開決定にするとときに、反対意見書が提出されてるときを除くで、改正前は、弁明書の写しを添えてしなきゃならないと書いてあるんですけども、ここで違ってくる内容ってというのは、これがなくなることによって何が違ってくるんですか。私の解釈では、全てもう出さないよと。ただし、反対意見書が提出されてるときは、反対意見書の出していかどうか聞くのですよということかなと思って、この弁明書というのは公開する対象になるのかないのかっていうところの違いとかを聞きたいんですけども、説明していただけるでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。今回、弁明書を添付しなければならないところを削除するんですけども、県のほうから技術的な助言というのがございまして、現在は弁明書以外にも添付しなければならない書類が複数あると。その状況で、弁明書について殊さらここに触れることによって誤解を招くおそれがあるので、この弁明書という文言は削除したほうが住民さんに無用な誤解を与えないのではないかと、正しい書類を提出していただくために削除したほうがよいという技術的な助言がございましたので、そのようにしております。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 時間取って申し訳ないんですけども、委員会で結構ですから、実は私、今回当事者になったとき思ったのは、弁明書それから反対意見書等は原則公開されるべきだろうなというふうに思っているわけなんです。省略ということが、弁明書ってというのは措置を決定したほうが書くんだから、そこはばあっと資料を出すということも見てみたら不公平感はあるのかもしれませんが、全て明らかにするところから後退するのではないかという疑念に対して、県からの助言でやりませんではちょっと納得いきにくいものですから、どのような、今回、今やっていることがどのように変わってくるのかというところを説明いただけたらありがたいと思いますので、委員会で結構ですからしていただけますでしょうかということです。どうでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 善処します。

○議長（勝部 俊徳君） ほかに質疑は。

9番、細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） ごめん、この案件は、2号から7号までですけど、これは大本は各町村が議会でこれやらにゃいけんもんだと思ひまして、それに付随したもんだと思ひますが、これは、県の町村会の要望でこうなって、うちでも南部広域連合もこれに準じてやったと。単町

でも法制的な問題もあるんですけども、県の法制局等が全部これ絡めてやった内容じゃないかなというのを私は理解いたしましたけど、2号からこれ7号までですけども、そのように解釈していかどうかだけ確認させてもらえませんか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長です。令和4年の県の町村会の要望でこういった審査会の事務について鳥取県に委託できないかという提案をされて、令和5年中に県のほうで事務の精査をされた上で、令和6年からは受任できそうだという見込みが立ったので、この今回のお話になっています。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、以上をもって質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

それは次に、議案第4号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、これに関しまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上で質疑なしと認め、議案第4号につきましては質疑を終結いたします。

次に、議案第5号、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、これに関し、御質疑の方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 質疑なしと認め、議案第5号につきましては質疑を終結いたします。

次に、議案第6号、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、この議案第6号につきましては、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 質疑なしと認め、議案第6号につきましては質疑を終結いたします。

議案第7号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議につきまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 議案第7号につきまして、質疑はなしと認め、質疑は終結いたします。

次に、議案第8号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

次に、議案第9号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

9番、細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 一つだけちょっと。補正予算特別会計ですけども、ちょっと解せんじゃないけど何でかなと思ったのが、歳出で、施設介護サービスが6,100万も減額になっているんですね。この大きな原因は、簡単でいいですので、それだけ教えてもらえますか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。施設費の主な減の理由ですけども、そもそも実績自体が減っているというところなんですけど、老健施設の減少というところと、あと、施設入所せず待機をしておられる方が増えているのかなというふうに思っています。サービスつきの高齢者住宅であったり、養護施設のようなところに入っておられる方が増えているのかなという、最近住所地特例の方が増えていますので、そういったことかなというふうに思っています。

○議長（勝部 俊徳君） ほかに御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、議案第9号につきまして、質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

次に、議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算につきまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、議案第10号につきまして、質疑なしと認め、本案につきましては質疑を終結いたします。

次に、議案第11号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算につきまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 新しい令和6年度の介護保険事業特別会計予算についてです。今

回、歳入歳出は31億円で、前年度に比べて6,600万円、2.1%の減という予算が示されました。中身のこの6,600万の減の原因は、保険給付費が前年度に比べて6,823万1,000円、2.2%の減ということです。詳しい中身についてはどんなふうに予算してるかということ委員会でお聞きしますので、連合長、被保険者の状況で見た場合、前年度に比べて令和5年12月の段階では総人口は減って178ですね、前年同月比で、ものの、65歳から75歳未満の方は減っているんですけども、この数字ちょっとあれだね、75歳以上っていうのは増えてきているんですよ。75歳以上っていうのは、年行けば行くほど介護必要になってくるというふうに思うんですけども、この6,823万の減というのは、これまでの結果を見ながら、伸びを見ながら、3年間を見越して令和6年度の予算立ててきたと思うんですけども、この減っているという現状について、連合長、どんなふうにお考えですか。私は、周りの意見とか皆さんの意見聞きながら、なかなかコロナの影響もあったんですけども、介護保険そのものが使うということについて、やはり要支援1、2が外されたりして、介護サービスなかなかつなげていかない。本当受けた人が受けてるんだろうかっていうのは、これは議員としてちゃんと見ていかないといけませんよね、運営する側として。この数字というのは、どのようにといたしますか、みんなが元気になってきている、百歳体操でとか、それとか様々な事業を起こして、かかる人が率的に少なくなったとはいえ、認定率は変わりませんよね。どう見えますか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。経過的に、今この9期の時期が少し恵まれているという具合に私は感じています。第10期になれば、また全く様相が変わってくるだろうと思ってます。先ほど言われましたように、団塊の世代がちょうど75歳から76、7、8あたりですか、この辺りで介護需要というのが一番大きなそのところはまだ必要ないところになっていくことが大きいのではないかと思います。

もう1点は、総合事業等の成果もあって、各構成町村の地域の努力もあって、お元気な高齢者が増えていると。しかし、必ずその高齢者も介護という問題は避けて通れませんので、今後の長いスパンで考えれば、第10期だとか、そういったあたりのところからはまた必要額というのはぐんと上がるのではないかなと、そう思ってるところです。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） これね、費用が少なくなって、これで上げとったら、住民からの声もすごいと思うので、そういう意味では若干下げたというところで整合性をつけてきた内容なんかと、賛成するわけじゃありませんよ、思うんですけども、それにしても連合長、やはり

介護保険やって必要な人を全部介護を受けようということを運営してるんだから、この6,000万を減ってきた様々な要因があると思いますが、そこでやっぱり検討すべきは、本当に受けたい方々がサービスを受けられているのかアンケート取りましたよね。認定されてる方、約2割使っていないわけですよ。金銭的なこともあるんじゃないかっていうことは、これはやはりこういう数字も出てきており、調査してそれなりの分析しとかなないといけないと思うんで、その辺の分析は調査されて分析をしていますか。（「休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（勝部 俊徳君） 暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本会議を再開いたします。

吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。令和5年度の予算に比べて令和6年度の予算が6,600万円下がっているということにつきましては、計画値が、8期計画を立てたときに見込んだ令和5年度の伸びに対して、直近の情報を基に見込んだ令和6年度の実績の数値が少し下がっているという状況でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 私は納得いく回答ではないんですけど、広域連合というのは往々にして保険業務をやっているから、担当者はそうしか答えれんと思うんですよ。ところが、何回も言うように、広域連合はもっと違うのを目指してるんですよ、連合長。地域包括ケアって言うから、給付減は、サービスを受けたい方々の年代がどのような状況にあってこういう数字になったのかということをつかんでいかなければ、本当に広域連合が目指す安心して住みやすいような介護保険の内容ならないじゃないですか、数字だけ追っかけて。理想はあるかもしれませんが、書いてある目的とやっτέρことが違うという認識を持っておかないと、住民から広域連合の介護保険に対する批判の声っていうのは終わらないということをお覚すべきだというふうに、で、再質問なんです。

連合長、そういう中でやっぱり数字が出てきたら、これは背景にどのような住民の暮らしがあるのかって見ていかんといけんと思うんですよ。それで、もう一つ、この来年度予算に向けてね、入ってくる保険料は確かに集めないといけない。ところが、滞納状況も出てきています、資料1の中で。これは、町村ごとの滞納の比率が非常に違ってきている。私は自分とこの南部町の議員

で、見てて思いますのは、南部町と伯耆町が同じような人口なのに、どうしてこれぐらい滞納が倍ぐらい違うのかっていう点について見れば、滞納があるからいけないのではなくって、そういうことが起こっている町には、一体町の住民の暮らしがどのようなのかっていうことを見ていかないといけないのではないですか。そういうことを広域連合の中で検討してるのかっていうことを知りたいんですよ。それはどうなんですか。数字だけのことしか聞けないんだったら、もう介護保険の地域包括ケアの従前書くのやめたらいいんですよ。私たちが聞くのは、そこを聞いてるんですよ。保険料払ってる方々が払えないのが、伯耆町と南部町で倍近く違っている。これを連合長、どういうふうに認識していますか。それらのこと。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。広域連合からすればそうでしょうけれども、この広域連合自体は僅か2町1村の構成している広域連合でございます。しかし、構成町村の中の実態というのは、それぞれいろいろあるだろうと思っています。この辺りのところは、やはり先ほど真壁議員が言われたように、各構成町村の中でしっかりと吟味しながらやっていく必要がある事務だろうと思っています。広域連合の中で滞納部分の徴収の問題については議論しなくちゃいけませんけども、そこの背景にある諸々の課題については、やはり各町村の中でしっかりと取り組んでいく必要があろうと、このように思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 以上で3回は終わってますので、以上で終わりたいと思います。

ほかにどなたか御質疑ある方。

9番、細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 僕も1点だけ。真壁議員とやっぱりちょっとそこが一番引っかかったところでして、今まで特別会計で一番低かったのは、施設介護サービス給付費が5年と比べてですけど1億4,800万減だった。全体で減ってる。何でだあかなと思ってね。確かに老健は、2か所なくなりましたね。介護医療院がその分増えましたね、ちょっと。それで、広域全体を見ても、これからは団塊世代、私やちがこの第9期の中では80歳近くまでなると。要は、高齢化率は上がるんだけど、何か不思議に高齢者人口がだんだんと減る時期に差しかかった中の第9期の事業計画の第1期目の特別会計だとは思んですけども、あまりにもこれ施設サービス費が低過ぎるな、何で減額になったかなと思ったら、局長の説明では、中間施設がなくなった分、サ高住とか、要は介護保険に関係ないところに入っておられるようだということをお聞きしましたが、本当にそれだけなのかなという疑問なんですけど、その辺もう一回ちょっと説明していただけないでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 暫時休憩をいたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（勝部 俊徳君） 本会議を再開いたします。

吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。細田議員がおっしゃったように、中間施設というか、老人保健施設の利用自体は非常に下がっております。グループホームであったり、それからサービスつきの高齢者住宅であったり、何がしかのお世話がついたようなところに介護保険を使わずに入所しておられるという方が増えているという認識を持っておりまして、それゆえに在宅の居宅のサービスのほうを増額をして、新しい計画を立てているというところでございます。直近の入所の状況などから見まして、入所の人数自体をすごく減らしているということもございませんので、こういった結果になっております。

○議長（勝部 俊徳君） 9番、細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 今、大変いい話を聞きまして、その分居宅を増やしている中で、国の制度で今回の介護報酬の中で居宅の訪問介護が減額になっちゃったね。これなぜこげなっただかちょっと分からんこともあるんですけども、ガソリン代とかのやつが上がってる中でこういうことされたら困るなと思ったんですけど、それを見込んで居宅やち、サービスの予算をつけて、これを守るといような姿勢で、この箕蚊屋広域連合はこの特別会計についてはそのような手当てをしてるといように解釈してよろしいですか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。訪問介護のほうが少し単価が下がったということですが、中山間地における事業所については、また新たな加算、3%の加算というのも設けられましたし、一定程度は中山間地の御意見も取り入れていただいたのかなというふうに感じています。そういった意味もありますし、サ高住などで定期的な訪問を受けるようなサービスを使っておられる方が増えていますので、そういった方に手厚いことができればなというふうに思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 今、中山間の話しされましたね。これが適用になったのかな。申請はしておられるって聞いたんだけど、その加算ね。鳥取県で加算があるのは若桜、智頭とか

あんなとこなんだけど、南部町なかったような気がするんだけど、これが申請はしてるって聞きましたけど、通ったって話はまだ聞いてません。

それともう一つは、真壁議員の一般質問の中にもありましたけど、これと絡むかもしれませんが、要は在宅介護、訪問看護や介護やちしとる事業者やちが大変だということで、県がこれに対して予算を認め、今回の上程してるんですね。これと広域連合とが関係するのか、市町村が関係するのか、これのとこだけ教えていただけますか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。先ほど細田議員がおっしゃった加算については、中山間地にあるということではなく、特別地域加算という15%の加算のことであろうと思います。それについては南部町さんが申請されるというふうに聞いておりますが、結果はまだ聞いていません。

私が先ほど申し上げた特定事業所加算の3%というのが新たにできておまして、通常の実施地域内であって、中山間地域等に居住する者に対して継続的にサービスを提供している事業所について、3%の新たな加算ができています。

県の補助金につきましては、訪問介護事業所に対して補助をしている自治体に対して県が補助するという制度ですので、広域連合のほうはちょっとタッチをしない形になります。

○議長（勝部 俊徳君） ほかに御質疑のある方はありませんか。

〔質疑なし〕

それでは、議案第11号につきましては、以上をもちまして質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第11号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

午前11時28分休憩

午後 2時25分再開

○議長（勝部 俊徳君） それでは、会議を再開いたします。

日程第 16 広域連合行政に対する一般質問

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 16、広域連合行政に対する一般質問を行います。

通告をいただきました議員の一般質問を許します。

なお、議員の質問時間と執行部の答弁を合わせた時間が 1 時間である総合時間制となっておりますので、御了承をいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、8 番、真壁容子議員の質問を許します。

真壁議員。

○議員（8 番 真壁 容子君） ただいまより一般質問いたします。

2024 年は、介護保険第 9 期の計画が始まる年です。この第 9 期の計画策定に向けて、厚生労働省の審議会では、これまでにない改悪案を示し、関係者や現場からは介護保険の終わりの始まりだという声も出ていると報道されてきました。介護保険は、かつては専ら家族、特に女性によって担われてきた高齢者の介護をこれからは社会で支えるという目標に 2000 年に導入されました。当時の世論調査では、8 割の人が制度創設に賛成するなど、国民の期待も多く寄せられていましたが、同時に、この制度をめぐっては、スタート当初から、保険あって介護なしなのではないかという懸念の声も出ていました。40 歳以上の国民から保険料を徴収する一方、介護を必要とする人が要介護認定や利用料負担など、サービス利用の前に立ちはだかる壁をクリアして必要な介護を受けられるのが不安視されてきたのです。それから 24 年、国の社会保障予算は、毎年度、数値を決めて削減してきました。そのために、医療、年金、介護、福祉などの制度改悪を繰り返すという路線が続けられてきました。介護保険では、この 20 年余りの間で、要介護認定で要支援 1、2 の訪問通所介護の保険外しや、所得が一定額を超える人に対する利用料の 2 割から 3 割への引上げ、介護施設の食事、部屋代の負担増など、給付削減と負担増の火薬の連打でした。また、介護サービスの公定価格である介護報酬の総額削減を繰り返し、強行してきました。その結果、介護事業所や施設の経営は逼迫し、ヘルパーや施設職員の低賃金、長時間過密労働は深刻化し、現場では職員の退職が相次ぎ、介護職を志願する人も減ってきているのです。介護人材の不足は、今や制度の根幹を脅かす大問題となってきています。この 24 年間に 65 歳以上の高齢者が負担する介護保険料の平均額は、全国的には 2 倍に跳ね上がったと言われており、この連合でも、当初月 3,176 円であったのが、第 9 期では 5,630 円と、2 倍近くにまで上がってきているのです。にもかかわらず、サービス利用を阻む壁はますます高くなり、介護をめぐる家

族の金銭的、肉体的負担軽減の問題は、解決されてきていません。そういう下で、介護難民、介護離職、果てはヤングケアラーなどの社会問題も次々と起こってきている。これが、現在の介護保険をめぐる状況ではないでしょうか。

このような中でも、介護保険の在り方をめぐって、この制度の生みの親とも言える元厚労省幹部の堤修三元厚労省老健局長が、2015年に、このままでは介護保険が国家的詐欺になってしまうと発言し、関係者に衝撃を与えてきました。また、介護保険が始まったの20年前後、2020年頃ですが、上野千鶴子東大名誉教授や樋口恵子高齢社会をよくする女性の会理事長、この方は介護保険導入時には旧西伯町にも来られた方です、など、かつて介護保険の導入を推進してきた有識者の方々が、制度導入後20年を振り返り、社会保障費の削減や、それによる制度の改悪や変質を告発する著作を相次いで刊行してきました。その中で、公的給付の拡充や利用料負担の減免、介護従事者の処遇改善、それらのための国費投入増など制度改革を求める主張と運動を展開するようになってきています。また、政府の審議会で委員を務めてきた結城康博淑徳大学教授などからは、介護保険で対応できない虐待被害や貧困、孤立などの状態にある人を救うために保険制度後も続けられている自治体の措置制度による高齢者福祉、住宅福祉の再建、強化を図ることも指摘されているのが現状です。

これらの点から、介護保険をめぐる状況をどう認識しているのか。当連合の第9期の計画で、第一に地域包括ケアの深化をうたう内容が、本当にここに住む高齢者が安心して自尊心を持って豊かに地域で過ごせるような計画になっているのかを問うていきたいと思います。大きく言って4点質問いたします。

まず、厚労省が示している介護保険見直しの論点をどう考えるか問います。

これまでに、大きく言って7つの点で厚労省は審議会で審議をしてきています。1つ目には、利用料の対象拡大をすること、要介護1、2の訪問介護等の給付外を考えていること。ケアプランの有料化、老健施設等の多床室の有料化、保険料の納付年齢の引下げと利用年齢の引上げ、補足給付の資産要件に不動産を追加、高所得者の保険料引上げ、この中では今回高所得者の保険料引上げを実際に動いています。これらについての厚労省の示している考え方について、連合長はどのようにお考えなのかを問います。そして、介護保険制度の問題点を連合長は今の時点でどのように考えているのかを問いたいと思います。

2点目、訪問介護報酬引下げ方針についてです。

厚労省は、訪問介護の報酬も全体としては引き上げたというふうに説明していますが、実際に訪問介護報酬の引下げが行われてきています。この引下げの方針についての連合長の所見を求め

たいと思います。そして、連合内の訪問介護事業者数の動向、訪問介護利用者の実人数、利用時間区分ごとの利用者数、事業者の利用者数、事業規模、職員数の数を求めます。2番目の3点目、ホームヘルパーの抜本的な待遇改善を求めます。

3点目です。地域包括ケアシステムを問います。

第1点目、給付費削減を前提にした地域のボランティア、自治会、社協などの支援に置き換える制度になっているのではないのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。地域包括支援センターを老人福祉法に位置づけ直し、国、自治体が責任を持って人員体制を構築すべきときに来ているのではないのでしょうか。それを問います。3点目訪問介護看護サービスへの充実と、その支援策を求めます。4点目、高齢者の住まいの人権を保障するため、ケアハウスや地域優良賃貸住宅制度の利用、拡充などを求め、これらを町村と共に協議する必要があるのではないかということをお尋ねします。

第4点目、保険料、利用料の減免を求めます。

高所得者の今回の保険料負担増について、連合長はこの件についてどのようにお考えでしょうか。私は毎回質問してるんですが、今回も保険料、利用料の減免を求めたいと思います。

以上について答弁をお伺いし、再質問したいと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、真壁委員の御質問にお答えしてまいります。

令和6年度から令和8年度を期間とする第9期介護保険事業計画策定に当たって、令和4年3月から厚生労働省社会保障審議会介護保険部会での審議が始まり、直近の令和6年1月開催分まで、計20回にわたり、地域包括ケアシステムのさらなる深化、進捗をはじめとする第9期の基本指針、給付と負担の在り方などについて審議がされてきました。その中で、議員がおっしゃる見直しの論点についても議論をされています。

具体的には、令和4年12月20日付の介護保険制度の見直しに関する意見としても取りまとめられており、要介護1、2の訪問介護等の給付外、ケアプランの有料化の2点については、第10期の開始までに結論を得る。老健施設等の多床室の有料化については、令和7年8月からの実施とされています。保険料の納付年齢の引下げと利用年齢の引上げについては、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、検討を続けていくこととされており、補足給付の資産要件については、公平性を確保する観点から、マイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ、引き続き検討を続けるとされています。また、高所得者の保険料引上げについては、令和2年4月1日時点の全国1,571保険者の保険料、段階数、乗率の分布などを参考に審議され、13

段階に変更し、基準額に対する乗率は、1段階を0.455、13段階を2.4とするよう、介護保険法施行令の改正が行われたところでございます。

いずれの論点につきましても、全世代型社会保障構築会議における論点との整合性や、経済財政運営と改革の基本方針、新経済・財政再生計画改革工程表などを踏まえ、負担能力に応じた負担、公平性等を踏まえた給付内容を適正化の視点に立って議論を尽くされたものと認識しております。

次に、介護保険制度の問題点をどう考えているのか問うという質問でございます。

介護保険制度は、その創設から23年が経過し、サービス利用者は創設時の3倍を超え、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。一方で、介護費用の総額は創設時の3.7倍を超えており、いわゆる団塊の世代の介護需要が増加することが見込まれる2040年に向け、給付と負担のバランスを図りつつ、保険料、公費、利用者負担の適切な組合せにより、制度の持続可能性を高めていくことが重要な課題であろうと考えています。また、現役世代の減少により人材不足が課題となりつつありますので、人材確保と生産性の向上を目指し、介護現場の革新を進めていくことが重要であると考えています。

次に、訪問介護報酬引下げ方針について問うという御質問でございます。

昨年末に発表された内容では、令和6年度の介護報酬改定は、介護職員の処遇改善分として0.98%、その他改定率0.61%、合計で1.59%の増額改定と聞いておりますので、1月22日の介護保険給付費分科会の具体的に示された単位として、訪問介護サービス費の基本報酬は若干の引下げとなっておりますことは、私としても驚きを持って受け止めております。改定の内容を見ますと、基本報酬は若干の引下げとなっておりますが、介護職員の処遇改善加算においては、賃金体系の整備や、加算によって得た収入を月額賃金に反映させるなどの事業所の取組により、14.5%から24.5%という、他のサービスよりも高い水準の処遇改善加算が新設されております。また、中山間地における訪問介護事業所向けの特定事業所加算が新設されるなど、本改定の一部には地方の声を入れた内容になってるのではないかと認識しています。

一方で、訪問介護事業所と同じ建物や同じ敷地内にあるサービス付高齢者住宅や、養護老人ホームなどの入居者に対してサービスを提供する場合には、新たな減算が設けられ、事業者間の公平性もある程度保たれるようになったのではないかと考えています。

連合内の訪問介護事業者等の詳細に対する御質問は、後ほど事務局長から答弁をさせます。

次に、ホームヘルパーの抜本的な待遇改善を求めるということでございます。

広域連合管内には、現在、伯耆町に3事業所、南部町に1事業所の合計4つの訪問介護事業所

がございませう。このうち1事業所は人員不足により休止中でしたが、令和6年2月28日をもって事業を廃止されることが決まっております、廃止の理由は、人員確保のめどが立たないためとお聞きしております。複数の介護保険事業を実施しておられる事業者にお聞きしますと、訪問介護部門への異動に難色を示す職員のほうが多いとのことでございます。訪問介護サービスは、高齢者の生活を支えるためにはなくてはならないサービスですが、待遇の問題もさることながら、居宅に訪問し、1対1でサービスを提供するという、現在のサービス提供の在り方が問われているのではないかと考えています。鳥取県長寿社会課が主催されております訪問介護事業安定確保検討会には保険者として参加しておりますので、そういった場でもサービスの在り方について問題提起するなど、訪問介護員の確保に向けて、鳥取県と協力しながら取り組みたいと思います。

3点目の地域包括ケアシステムを問うという御質問でございます。

地域のボランティア、自治会、社協などの支援に置き換える制度になってはいないかという問いでございますが、地域包括ケアとは、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる仕組みのことでございます。そのために、本広域連合では一貫して地域包括ケアシステムの充実、介護予防、認知症施策の推進、個人の尊厳の保持という4つの基本方針を掲げ、構成町村と協力して取組を進めています。少子高齢化により、高齢者を取り巻く環境は大きく変わり、お世話をする側、お世話をされる側という線引きをやめ、誰もが地域の中で役割を持ち、自分にできることを行っていく、地域共生社会になっていくことが求められています。これは給付費削減を前提に支援者を置き換えるということではなく、人口が減少していく社会にあって、これまでの社会の在り方や仕組みに対する認識を変えていくことだと私は考えています。

次に、地域包括支援センターを老人福祉法に位置づけ直し、国、自治体が責任を持って、人員体制を構築すべきではないか問うということでございますが、本広域連合における地域包括支援センターの在り方について説明をいたします。

令和2年度までは、構成町村からそれぞれの地域包括支援センターに職員が出向し、専任で地域包括支援センターの業務を行うという体制を取っておりました。しかし、高齢者に関わる課題は複雑化・複合化し、地域包括支援センターだけでは対応が困難なケースも生じるようになり、構成町村内での協働が不可欠となってまいりました。

そこで、令和3年度からは、地域包括支援センターに専任として出向するという体制を改め、構成町村の高齢者福祉担当課職員が、地域包括支援センター職員を併任するという体制に変更いたしました。これにより、構成町村の実情に合わせた柔軟な人員配置が可能になっておりますので、議員がおっしゃるような位置づけ直しをするまでもなく、自治体の裁量の範囲内で実施でき

るのではないかと考えています。

続いて、訪問介護看護サービスへの充実と支援策を求めるといってございませうが、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスのことについてお答えしてまいります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスでございます。在宅生活に安心を与えることができる、非常によいサービスと認識しておりますが、短時間に定期的に巡回訪問するとなりますと、利用者がある程度まとまって居住している地域でないと、サービス提供は難しく、中山間地のように利用者が点在する状況では、かなり困難であると言わざるを得ません。また、介護報酬は月額設定となっており、利用者から見れば、訪問の回数によっては、通常の訪問介護のほうが安価に収まる場合もございませう。

本広域連合管内でも、1事業者を指定しておりますが、現在休止中となっております。休止の理由は、人員確保が難しいためとお聞きしております。訪問介護事業での人員確保は困難な状況ですので、24時間の対応が求められる定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、人員の確保はさらに困難であろうと思われませう。

地域密着型サービスでございますので、本広域連合管内で事業を始めたいという事業者がおられる場合には、介護保険運営協議会で審議し、指定を検討することになります。また、施設整備に関しましては、構成町村を通じ、鳥取県の地域医療介護総合確保基金事業を利用することができますので、そちらを利用いたしたいと考えています。

次に、高齢者の住まいの人権を保障するため、ケアハウスや地域優良賃貸住宅制度の利用、拡充を求めるといって御質問でございますが、本広域連合は、構成町村と協力して介護保険事業を運営しております。御質問内容は、構成町村の政策に関する部分と認識しております。

続きまして、高所得者の保険料負担増についての所見を求めるといって御質問にお答えしてまいります。

厚生労働省社会保障審議会介護保険部会での審議により、第9期計画期間における保険料の標準段階は、9段階から13段階へ多段階化され、標準乗率も最高で2.4とされました。これらの改定は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再配分機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図る効果があるとされていませう。

本広域連合におきましても、合計所得金額320万以上の層は、第8期までは2段階に分けて

おりましたが、第9期からは5段階に分け、13段階とするとともに、乗率も国の標準に合わせて設定をいたしました。

第9計画期間の保険料基準額は、第8期と比較して年額で2,100円の減額といたしましたが、乗率の変更により、合計所得金額420万円以上の方に関しては、年間保険料は増額となります。介護保険制度を維持し、先の世代まで続けていくためには、一定の御負担をいただくことについて御理解を賜りたいと思います。

最後に保険料・利用料の減免を求めるという御質問でございます。

本広域連合では、介護保険発足当時から、災害等により生活困窮にある人を対象とした保険料の減免制度を実施しておりますし、市町村民税非課税世帯については、公費による減額を実施しております。また、介護サービスを利用する低所得者に対して、利用者負担の軽減も行っている社会福祉法人には、鳥取県の補助金を活用し、財政支援を行っております。

今後も補助金や交付金といった財源を確保しながら、介護保険制度の枠の中で、減免制度を維持したいと考えております。

現行制度での実績については、事務局長から答弁をさせます。

以上、答弁といたします。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。そうしますと、連合管内の訪問介護事業者数の動向などについての御質問にお答えしてまいります。

まず、連合管内の訪問介護事業者数の動向ですが、先ほど連合長答弁の中にもありましたように、休止中の1事業所が2月末をもって廃止をされますので、令和5年度末の時点では、伯耆町内に2事業所、南部町内に1事業所の計3事業所となります。

次に、訪問介護利用者の実人数、利用時間区分ごとの利用者数でございますが、訪問介護サービスは大きく分けて、イ、身体介護が中心である場合、ロ、生活援助が中心である場合、ハ、通院等のための乗車または降車の介助が中心である場合の3つに分かれています。

イ、身体介護が中心である場合の基本報酬は、サービス提供時間によって所要時間20分未満の場合、20分以上30分未満の場合、30分以上1時間未満の場合、1時間以上の場合の4つに分けられ、1時間以上の場合は、所要時間が30分増すごとに所定の単位を増額していくという算定構造になっています。また、生活援助が中心である場合の基本報酬は、所要時間20分以上45分未満の場合と、45分以上の場合の2つに分けられています。さらに、利用者のニーズによって、1回の訪問で、イ、身体介護中心型と、ロ、生活援助中心型が提供される場合があります。

まして、また同じ利用者であっても、サービス提供日ごとに異なる区分が算定されることがあるということを御理解いただきたいと思います。

その上で、令和5年10月サービス提供分について申し上げますと、利用者の実人数は143人、利用時間区分ごとの利用者数は延べ人数となりますが、利用が多い区分を上位から申し上げますと、身体介護中心型30分以上60分未満の利用が50人、身体介護中心型20分以上30分未満の利用者が37人、身体介護中心型20分以上30分未満に続いて、生活援助中心型20分以上45分未満の利用が24人などとなっております。ほかの区分、時間など合計しますと、延べ261人が利用をされています。

事業所の利用者数、職員数については、厚生労働省の介護サービス情報公表システムによるものを御報告いたします。南部町のサポートセンターなごみの利用者数は22人、職員数は10人と登録されています。伯耆町のヘルパーステーションあゆみの利用者数は25人、職員数は4人。伯耆町社会福祉協議会溝口訪問介護事業所の利用者数は31人、職員数は13人と公表されています。

次に、保険料・利用料の減免に関するこれまでの実績についてでございます。

まず、保険料の減免でございますが、令和5年度は1月末までの実績として、災害による減免がお一人。令和4年度は災害による減免がお二人、新型コロナウイルス感染症による収入減による減免がお二人。令和3年度は新型コロナウイルス感染症による収入減による減免がお一人。令和2年度は新型コロナウイルス感染症による収入減による減免が9人。令和元年度は災害による減免がお二人、新型コロナウイルス感染症による収入減による減免が7人となっております。

市町村民税非課税世帯に対する公費による軽減につきましては、令和5年度は1月末時点の見込みとして、対象者は2,330人、軽減額合計は2,670万6,500円。令和4年度は対象者2,375人、軽減額合計は2,710万4,500円。令和3年度は対象者が2,331人、軽減額の合計は2,678万6,900円。令和2年度は対象者2,331人、軽減額合計は2,735万5,700円。令和元年度は対象者2,280人、軽減額合計は1,501万5,900円となっております。

また、社会福祉法人による利用料減免ですが、令和5年度は1月末時点で10人、令和4年度は11人、令和3年度は6人、令和2年度は5人、令和元年度は10人の方が、それぞれの社会福祉法人が実施しておられる利用料減免の対象であったと申請をいただいております。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 答弁いただきました。

議長介してお願いしたいと思いますのは、先ほど、第2番目の訪問介護の報酬引下げのところ

で、連合内の訪問介護事業者数の動向等で数字を出すよう求めていました。同時に、4点目の保険料・利用料の減免のところ、現制度でのこれまでの実施を、先ほど執行部のほうから読み上げていただいたんですけども、文書で後で頂きたいと思うのですが、よろしいでしょうか。数字を書き留めたのですが、正確を期したいので、数字の分を後ほど出していただきたいということで、お願いしたいんですけども、議長、諮ってくださいますか。

○議長（勝部 俊徳君） 暫時休憩します。

午後 2 時 5 7 分休憩

.....

午後 2 時 5 8 分再開

○議長（勝部 俊徳君） それでは、会議を再開いたします。

真壁議員の今の数字の要求のいわゆる文書化したものは、私のほうから、また執行部に対して要求させていただきますので、後日また、そのようにお取り計らいしたいと思います。よろしいでしょうか。

真壁議員、どうぞ。

○議員（8 番 真壁 容子君） 議長、よろしく願いいたします。

まず、第1点目の、厚生省が示している介護保険の見直しの論点をどう考えるかという点で、連合長のお考えをお聞きいたしました。全部8点ですか、あって、これがずっと論議されてきた中で、よく言われてたのは、介護保険のサービスの利用料の2割、3割負担の対象拡大をすること、それから、要介護1、2の訪問介護の保険給付外し、あと、ケアプランの有料化とか、多床室の有料化、納付年齢の引下げと利用年齢の引上げ等があるんですけど、今回、高所得者の保険料引上げについては令和6年の4月から実施したということなんですけども、連合長、とりわけ先ほど介護保険サービスの利用料、2割、3割の負担の対象拡大にはちょっと触れられなかったと思うんですけども、要介護1、2の訪問介護などの保険給付外しは、10期までに再検討したいってということなんです。9期の中で再検討したいってということなんですけども、これまでに要支援の1、2が保険給付外しで総合事業になってきました。今回、要介護1、2の訪問介護の給付外しって、私つくづく驚いたんですけども、介護保険の段階別の要支援1、2と要介護1、2ってというのは、5段階全部でも1、2って多いわけなんですよね、人数的に。多いでしょう。そこの一番これから地域包括ケアで在宅を支えていくために必要な訪問介護などの、給付を外そうかということ、今度のこの9期の間で論議するということについて、連合長どのお考えですか。広域連合では、地域包括ケアで在宅介護の充実を目指していかないといけないわ

けですよね。そのときに、訪問介護など保険給付外し、要介護1、2で行うよということについて、これはあまりにもひどい話ではないかと思うんですけども、連合長どのようにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 要介護1、2の訪問介護の問題ですけれども、これは先ほど真壁議員もおっしゃったように、この9期の間の中で御議論いただくということだと思います。現場の現状や、それから大都市部と地方部でも違うような、そういう事案、そういうことをしっかりと議論を重ねていただき、実態に合った制度になるように期待をしたいと思います。

私も介護保険の要介護の1、2というのは少し驚いております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、私はこの介護サービスの利用料の2割、3割負担の対象拡大と同時に、要介護1、2の訪問介護など保険給付外すってことになったら、この10期の、今度2024年ー27年かな、この頃にもう介護保険の崩壊が始まってくるんじゃないかっていうふうに思えてならないんですよ。一番大事な入り口で、ここを保険給付から外してしまえば、これから自立を阻害していくように、いわゆる介護ですよ、介護の実態がどんどん重度化していくってことも考えられるわけですよ。そういうところが出てきているということについていえば、これは私は、こぞって保険者団体が、厚労省や政府に要求していくべき内容ではないかと、もう私そこまで来てるのではないかと思うんですよ。

そういうことを言っている一方で、先ほど委員会でも指摘しましたように、いわゆる基金がなければ11期には7,000円になってくるし、その次には8,000円の保険になってくるっていうわけですよ。こんなことが国民が受け入れると思えないんですね。驚くだけではなくて、今3町村いらっしゃるんですけど、3町村と町村会で、これ絶対やめるべきだということ言うべきだと思いますがどうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。まずはしっかりと議論の動向を見守りながら、申すべきは申していきたいと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） これまで述べるわけにいきませんが、どういう答弁欲しいかと思って前段長く言ったつもりです。これまでの20年間は、社会保障費の減額が続いて、その中で起こってきていることですよ。団塊の世代が来る来ると言って脅しながら、保険料が上がりますよという中で、サービスの切捨てがずっと行われてきたわけですよ。これを知ってて、分かっ

てて動向を見たいって言っても、これをつくってきた厚労省の元老健課長が、もう今より9年も前に、このままでは介護保険が国家的詐欺になると、こういうこと言ってるわけですよ。連合長、このことをどう考えますか。

保険料は上がる一方で、給付を減らそうとしてきてる現状で、もうこれは一般の保険会社だったら信用なくして潰れてしまうわけですよ。それを申し込んでお金を払うのではなくって、65歳になったら年金から強制的に取られてるわけですよ。こういう国があんのかなと思って私、不思議でならんのですけども、これはやはりおかしいと思う。特に町村長は、そこの住民の命と暮らしを守っていかんといけんわけですよ。お金だけ取って、制度悪いの知っかって黙っておくというわけにはいかんと思うんですわ。

その辺で、3町村長で話し合っって、このようなやり方はやめるべきだ、動向を見るだけではなくって、いけないだっっていうことを言うていくべきではないかと思うんですけど、再度答弁を求めますね。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。今の私たちの世代にとっても重要な介護保険制度です。一方で、若い世代にとっても、今後重要になっていく制度なわけです。その中で支え手が減る中で、どうやってこの制度を維持していくのかといったところが一番の重要なポイントだろうと思っってます。

したがいまして、今後の審議の動向、協議の動向等をしっかりと見据えながら、申し上げるべきは申し上げていく、そういう考えでおります。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 国全体の動向と社会福祉がどうなっているのか、若者世代が来ようとする将来の在り方はどうなのかっていうことを見据えて言っていかんといけんと思うんですよ。もう、急速な人口減が起こっってくる中で、若者に負担させるって、莫大な数字になるわけですよ。このようなやり方してて、次に続くのかということをおは町村長たちは、住民の暮らしに責任を持つ立場から、もう一步踏み込んだ形で責任ある姿勢を示していくというのが、連合長ないし副連合長の姿勢ではないかと思っますので、その辺についてはしっかりと協議して、声を上げていくことを厳しく求めておきたいと思っます。

恐らく、次の介護保険制度の問題点どうかということをお聞いても、先ほど以上に答えれることがないと思っますので、各問題のところでお聞きたいと思っます。

介護保険の報酬引下げについて、全体としては上がったけれども、介護保険の訪問介護の報酬

引下げに驚いているという言葉もありました。新聞等には、訪問介護基本報酬の改定で、20分未満の単位がこれまで167単位であったのが163単位、これ10円単位やから知れてると言うんですけども、事業所にしてみたら減額になってくるわけですよ。そこでの減額になるんだ、驚いてるんだけど、中山間地についての加配があるって、こう言うわけですよ。私は、加配は加配で当然あるべきだと思うんですけども、この訪問介護の基本報酬を改定、改悪ですよ、減額すること自体がおかしいと思うんですよ。

連合長も、各町村によって違いがあるかと思うのですが、例えば南部町ではどういうことが起きているかということ、南部町に一番遠いところで大木屋という集落があるんですよ。この大木屋の集落には、ホームヘルプサービスが行かない、行かせられない。なぜかということ、ガソリン代がかかるし、時間的に考えて行ったら赤字になるわけですよ。ところが国の法律では、ホームヘルプサービスというのは断ったらいけないことになってるんですよ。断ったほうがいいんだけれども、人数が減ってきて事業所も経営が大変なので、実際そういうふうに取り取ってるところがあるという認識はありますか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。そういう事案はないという認識を私は持っております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） これも私たちが議会の準備不足なのか、答弁の軽さからか知りませんが、議員が住民からの声聴いて、こういう事態があると、ないっていうふうな答弁がどっから返ってくるかっていうのが本当に不思議でかなわないんですよ。調査すべきじゃないですか。もしそういうことを言って、広域連合長が答えたら、あったらうそになりますよ。そういう答弁は、したらいけんと思うんですよ。

少なくとも、日南町なんかでは、訪問介護成り立たないわけですよ。改悪されてきて、20分で幾らだって言われたら、それ以上に経費がかかるわけですよ、時間もかかるしね。それどうしてるかということ、その移動に町が独自で負担しているっていう制度を設けているところもあるわけなんですよ。連合長は、この計画つくって、そこに座ってるお三方の中にはきっと頭の中に計画があって、計画案第1は、包括的……。すいません、地域包括ケアシステムの深化をうたってるわけですよ、するって。地域包括ケアシステムをつくるって言うおきながら、ホームヘルプサービスでこういう現状があるのに、こういう問題がありますよって言うのと、こんなことあるは

ありませんなんていう、こんな空虚な論議しとったらいけんと思うんですわ。連合長、今の答弁はちょっと直して、どういう実態が起こってるかっていうことを調査するって言うべきではないですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。やっております1事業所にそのように聞きました。さらには、その事業所の言い方としては、御家族の中の意向であると。その利用日、サービスを受けるほうの思いはどうだったか分かりませんが、そういうことで、米子の施設に入られたという報告を受けております。したがって、例えば、大木屋が遠くて手間がかかるから、訪問介護サービスを、そこは駄目だというような判断をしたことはないとは聞いております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 今のお話を聞く限り、私が指摘している事例と一致するわけですね。そのことを頭に置いて聞いたところ、施設が家族の御希望だったということで、距離の問題ではないというふうに認識していると、事業所も認識しているということなので、そういう答弁が返ってくるのは分かりました。

であれば、提案ですけれども、今から地域包括ケアを進めようと思うときに、在宅での条件をつくっていかないといけないときに、在宅介護をするときのホームヘルプサービスや、デイサービスの状況がどれだけ満たされているのか、地域によって、その状況はどうなのかっていうことを把握すべきだと思いませんか。

具体的には、各集落です。とりわけ、短いところはいいですけれども、南部町で言えば、南さいはくの振興協議会の辺りですね、それと伯耆町になれば中山間地域に近いところの集落でのホームヘルプの実態を数字で出すことをしていただきたい。これは今日分で返してくれというのではありませんが、そういうことを調べていただけないかっていうことについてはどうでしょうか。

なぜかという、広域連合ではそのようなことはないと言いますが、全国的に至るところでそういうことが問題になってきているから、今回の訪問介護の基本報酬の引下げについても、大きな怒りが起こっているわけですよ。今でも大変で事業所が潰れてきているのに、訪問介護の基本報酬を減らすとは何事だということ言ってるわけですね。今でも遠くに行けないんですよ、赤字になって。その証拠に事業所がどんどん潰れていってるし、広域連合内でもホームヘルプサービスの事業所っていうのは数少ないじゃないですか。このホームヘルプサービスの事業をどのように全町に展開しようと思っているんですか、連合長は。連合内に、どのように展開しよう

思っていますか。今数字も示されましたが、ここが増えてこないことには、在宅介護の充実になりませんよね。どうしようと思ってるんですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。事業者の意向もしっかりと聞いていかなければならないと思いますが、先ほど壇上でも申し上げましたように、やはりサービスを提供する方が非常に不足している。また高齢であるといったことが、事業者の中では一番課題になっているとお聞きしております。さらには、これも壇上で申し上げましたけれども、仮に若い世代のホームヘルプを志望した方が、果たしてお一人で家庭を訪問するというのが、なかなか今の若い世代には受け入れられない、そういう現状があらうと思っています。そういったところをどのように手だてをしながら、私たちが求めている在宅で、介護サービス、受けられるという体制をつくるためには、今おっしゃってるように、ただただお金だけの問題ではなくて、乗り越えなくてはいけない課題がたくさんあるのではないかと、こう思ってるところです。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 私にはこの連合長の答弁は、高齢化、人材不足、いわゆる人口減ですね、若い人がいない、若い人がいても1人で行けるのかという様々な問題は確かにあると思うんですよ。でも、そのことがあると、毎回毎回同じように思いながら、そこに手を打っていったらどういふふうにするかっていうことを私は聞いているわけなんですよ。どうしようとしてるのか。だって、地域包括ケアの充実って言ってるじゃないですか。それをほっといて、事業所は減るばかり。それも全部、もし本当に国の責任で、人口が減ってるんだったら国にちゃんと言わんといけんと思うんですよ。それが連合長とか、市町村長の役割になってくると違うんですか。それ、まして保険者ですよ。お金を集めておきながら、人がいないからできへんで済まんのですわ。そこをどう解決しようとしてるのかっていうところを見せてくださいよ。

仮にできなくても、こういう方針で臨みたいってなかったら、一つには分かっているのは、人材不足や高齢化の問題で言われているのは、待遇が悪いから人が来ないんだってということ、これははっきりしてるわけなんですよ。まず分かっていることを解決するという立場に立つべきじゃないですか。そういうことを私は全て放り投げて、全部いわゆる自然減少、社会減少の責任にしてたら、この介護保険で責任取れなくなりますよってこと言ってるんですが、どうなんですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。ここの広域連合の中の施策の中で、議論できることなのかどうか分かりませんが、各町村の中で、これはその在宅福祉をどう支えていくの

かということは、各それぞれでしっかりと考えていかなければいけない課題だろうと思っています。確かに要素としてお給料の問題もあるかもしれませんが、それだけでは乗り越えられない問題があるというふうに聞いております。組織の中で、先ほど言いましたように、訪問介護サービスの部門に異動を拒否するという職員の皆さんもあるというふうに聞いております。こういったところをどう乗り越えていくのか、いわゆる具体的には、2人体制でもやっても、その差額をではどっかで応援するような仕組みができるのかどうか、この辺りの踏み込みは、各町村でやっていく必要があると思いますけども、ここの広域連合の中でこの議論をすることはできないだろうと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、私は失言だと思うんですけども、広域連合の中でこの論議をするわけにいかないという理由はどこから来るんですか。計画の中には、地域包括ケアの推進って書いて、何回も書いてあるじゃないですか。それができないって言うんだったら、計画やめたらいいんですよ。あの計画は何ですか。

それともう一つ聞きたいのは、連合長と、副連合長も黙って座ってらっしゃいますけれども、皆さん、そういう考え方なんですか。してることは、ここで論議してることは何かってことになりますよね。連合長はここで話すことではないと、こう言ってるわけですよ。だとすれば、この介護保険に責任を持つという連合が、第9期の計画で地域包括ケアや予防や、そういうことを掲げてやって、市町村と連携してやるというのであれば、町村で考えないといけない仕組みを広域連合がどうしてつくるつもりなんですか。これは広域連合の責任ではないってことですか。そこを答えていただけませんか。そのために、広域連合は町長、副町長が来てるんでしょう。そんな無責任なこと言って、広域連合の議会、そんなことじゃ解散になっちゃいますよ。何を審議するんですか。

もし本当にそういうこと言いたければ、あの基本計画をやめて、基本計画は保険の数字だけの計画で、介護サービスを充実させるためにどうするかってことを書くべきですよ。どう考えますか、連合長。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。介護保険法の範囲内で議論をする部分が大半だろうと思っています。私が先ほど申し上げましたのは、横出しサービスであったり、そういう部分については、先ほども言ってますように、地域包括ケアシステムは、広域連合だけで成り立つものではないということは何度も申し上げています。各町村、それからそれを構成している各種のサ

ービス事業者、そしてボランティア団体、多様な支え手の存在がそれに関わってこそ、初めてこのような地域包括ケアシステムというのは成り立ってくると、このように思っていますので、広域連合だけの議論で済まないと思っています。ここでは介護保険の保険料の中で収まる話でなければ、さっき言われましたように、それを上回るサービスを介護保険を構成してる町村で全部を上乗せするというような議論を私はしているつもりはございません。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、頭……。私、申し訳ないけども、介護保険で保険の中のこと、法律的なことを知らなかったら、何で第9期の介護保険事業計画に包括ケアシステムの深化って出るんですか。私、全額お金でやれなんて言ってないんですよ。それを掲げた広域連合として、地域包括ケアの深化をどうすべきかっていうこと聞いている。あなた方が出してるんだから。それを話し合うとかじゃないんだったら保険計画に出すのやめなさいよ。やり直しますか。そういうことを言ってるんですよ。

何もお金が、確かに先ほど二千何万のお金しかないですよねってしましたよね。でも、全体的に介護保険の中に深化って、こう書いてある。高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくりというのは、そもそも介護保険でできないってことですね。できないことを掲げている、そういうことですね。どうですか、それは。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。深化というのは、介護保険法の中だけで深化が完結するものという具合には思っていないわけです。（発言する者あり）ですから、各町村も一緒になって、これは深めていかなければならないことだという、その思いも込めて、広域連合の中でこのように書いている。これは決しておかしなことではないと思いますし、各市町の中でも同じように、介護保険の深化ということを目標にしながら取り組んでいかれると、こう思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 時間がもったいない。話にならん。

連合長、基本計画に書いてあること等で問えなくて問題じゃないって言うんだったら書くのやめなさい。それが基本計画として成り立つと思ったら大きな間違いですよ。

それで、どうしてこういうことになるかっていうのは、私は広域連合だけのせいだと思っていないんですよ。なぜならば、国がそもそも社会保障費を削る中で介護保険の費用を全額削ってこようとしたら、これ以上、介護保険にお金かかったら困りますからね。だから目標が、第1番に地域でやることをやりなさいといって、構成町村が主体性を持って、地域の実情に応じた地域包

括ケアシステムをつくれと、こう言ってるわけですよ。2番目には、介護予防と健康づくりだと。保険を使うなど言ってるわけですよ。そういう中で来てるから、こういう国からの指示でこういうことを書かざるを得ないと思ってるんですけども、自治体として、自治体の首長とすれば、自分とこの町にとって、それなりの課題と問題点は持っているはずなんです。それを言わないで、国の言い分を擁護したのかどうか知りませんが、保険内のことです、介護保険とそれ以外のこと議論ができないんだって言うんだったら、これやめたらいいことなんです。少なくとも書いてる以上は、こういう質問が出たら町村と相談して、どのような回答しようかっていうことを出してくるべきですよ。そういう意味で言えば、答弁ができていないし、全く答弁になっていない。このことを指摘したいと思いますね。

それと、地域包括ケアというのはどういうもの言ってるかということですよ。これは以前2017年ですよ、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現、この中から出てきたんですけども、みんながどう言ったかという、地域の共生は言われなくてもみんなやっている。地域で困った人を助けたりとか、お隣のおばちゃんを病院に運んだりとか、みんなしているんですよ。お互い助け合おうという、きれいな言葉で、誰もが否定できないような言葉で、本来は、介護保険を集めて、税金で仕事をしている公務員や公務現場の仕事であるものを、住民や地域に投げ出している結果、この内容が地域包括ケアの中身なんです。だから、深化と書こうが充実と書こうが、3年前と比べても、住民を巻き込んだ運動になかなかないし、そういう地域になっていかない。なぜならば担う人がいないからですよ。そこが分からずに、書いててやっても、何の進展もないわけですよ。

これは、恐らく広域連合で答えられないので、町長だったらそれを答えるわけですよ。場所を変えてもう一回やらんといけんと思うんですけども、本来広域連合と名乗ってやってる以上は、これだけの計画を書く以上は、その答弁を町村と練って、回答してしかるべきですよ。それがなくて何の仕事してるのかってことを、改めて厳しく言っておきたいと思えますね。全く話にならない。

それから次に、高所得者の保険料負担は実際に今回起こっていることです。委員会の中では高所得者の保険料負担増に乗じて、本来国から来る負担軽減の低所得者の負担軽減の乗率についても下げられているので、結果として国からのお金も下がってきているわけです。このような高所得者の保険料の負担増は、保険料を払う65歳以上の方々の中での、誰が払うかにすぎないわけですよ。このことで問題が解決すると思ってるのかということ、連合長に聞いておきたいのと、このようなやり方を認めるとすれば、今度10期になってますます負担が大変だということ

とになれば、この高所得者という範囲を広げてきて、今は9段階からかもしれませんが、8段階、7段階に落ちてくる可能性がある。これは、もう増えていく以上は、国が負担を多くするしかないわけですよ。この点について、今回の高所得者の保険料負担増ではなく、国がお金を出して、高齢者の負担軽減をすることが大事だと思うことについて、どのようにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。おっしゃることもよく分かりますけれども、社会保障制度全般の中で、一定の負担を特に高所得者の皆さんには負担いただくべきではないかという議論の中で、今回このような改定になったと思ってます。介護保険だけではない、社会保障制度全般の中で、一步踏み込んだ議論の中でこうなったものだと思っていますので、これは御理解いただくしかないと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 時間が参っております。手短にまとめて終わっていただきたいと思えます。

○議員（8番 真壁 容子君） 立ってから動かしてほしい。

連合長、今の保険料ですね、今の保険料、第9期の保険料は、年金暮らしの方々にとって、住民にとって、負担増だというふうには認識されませんか。少なくとも、今後、決まってはいるんですけども、介護保険料については、もう少し町村からのお金も入れながら、引き下げる方法ないしは少なくとも減免制度を設けるべきだという点についてはどのようにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。（発言する者あり）いいか。陶山連合長、答弁。陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 減免の制度というのは、先ほど壇上で申し上げましたような、災害であったり、特殊な事例にあった者に対しては減免をしてきた経過もございますので、今後もそのような対応をしてみたいと思っています。

生活実態は決して穏やかなものではないと思っています。物価の高騰であったり、それにつれて、年金が上がらないという住民の実情はありながらも、しかし一方で、社会保障は支えていかなければならないわけですから、誰がどのように負担していくのかっていった問題は、これは本当に難しい問題だろうと思っています。一定の議論の中で、今回、所得の高い方から負担をいただいた配分を、所得のない方に配分しながら、全体を支えるという制度に今回大きな改定がありました。私は一定の理解はしたいと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） それでは以上をもちまして、8番、真壁容子議員の一般質問を終わります。

日程第 17 議案第 1 号

○議長（勝部 俊徳君） それでは、これから提案をいただいております 11 議案につきまして、1 件ずつ、討論並びに採決を行います。

日程第 17、議案第 1 号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 審査報告いたします。

議案第 1 号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を求めます。

8 番、真壁議員。

○議員（8 番 真壁 容子君） 今回の議案第 1 号の南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の改正に反対いたします。

今回の改正の内容は、これまでの保険料を頂くのに保険料率を所得段階の 10 段階に分けていたところを、13 段階に分け、高所得者、いわゆる 10 段階ですね、320 万以上でしたっけ。その方々に負担増を求め、より低所得者の負担軽減を求めていくという内容です。

私も高所得者に負担をより多く取るという考え方は、税とか公共料金の負担の原則からいって、一定理解できるし、そういう高所得者により負担を求めるといのは、より民主的な在り方というふうには理解するわけです。でも、この中の保険料負担といいますのは、320 万以上、この全体でいえば、何人でしたっけ。100……（「82 人」と呼ぶ者あり）182 名ですよ。最高では 13 段階になった方が 1 年間で 3 万 6,800 円ですか、一番、これぐらい上がる方が 61 人いらっしゃるってということなんです。内容は、国税のように大金持ちが負担しろという内容に該当するかということになれば、その 61 人の方々がどれぐらいの所得かというところを見れば分かると思うんです。

それで、本来はそれでも今まででも高いという保険料をどうするかという点でいえば、本来安くするためにどうするかというと、保険料という住民が負担しているものを低くしようと思った

ら、どっかからお金持ってくるしかないわけですよ。要は税金で公費を持ってくるしかないわけですね。それをしないで、中で分けなさいっていうわけですよ。これはもしかしたら、減った人はよかった、増えた人はけしからんって言って国民を対立させるようなやり方で、非常に私はけしからんと思うのと、本来責任がある国が、それを黙って見とって分けて、何ちゅうことやってんのやって、こう思うわけですよ。

また委員会で分かったことは、国が負担をどうしてるかということ、ここに紛れて、低所得者の乗率の負担を下げてきてるわけですよ。ということは、この今回の高所得者に負担させて変えまして言うけれども、国の持ち出しも減ってるわけですね。これは全くけしからんという話だというふうに思うんです。

それと同時に、一番大事なことは、私たち被保険者から見たら、あっちに負担させこっちに減らせっていうんじゃないかって、仕組みそのものを変えて、本来の措置制度にあったように国が半分を負担するということになっていけば、このようなことも解消できるというふうに考えているわけです。

そういう意味で、反対すると、もう一つ言いたいのは、この高所得者の今回は、まず年金暮らしや議員でも自分がどうかということを考えて言うんですけども、今のところは該当しなくても、今後考えた場合、ますますこの制度を使うとすれば、今は10段階分けますけども、次、9段階、8段階分けてくるということになりかねません。要は保険料を、住民から取る保険料を引き上げるという内容にしかすぎないという立場から反対をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

荊尾議員。

○議員（4番 荊尾 芳之君） 4番、荊尾です。議案第1号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について、賛成をいたします。

第9期の介護保険事業計画を策定する上で、この保険料を決定して令和6年から3年間、第9期の事業計画を行うわけですが、今回は保険料の基準額を、第5段階で6万7,500円、これ年額でございしますが、前の8期の6万9,600円から2,100円減らすと、減額した保険料となっております。下がったということはいいことではないでしょうか。

それと、今まで10段階だったものを13段階に分けまして、いわゆる下の部分ですね、市町村住民税の非課税世帯、1段階、2段階、3段階ですけれども、ここの乗率を下げていくと、所得の少ない人に対しては保険料を下げる。また今まで9、10という、これは合計所得金額が320万から520万円までが9段階、520万円以上、10段階という2つのところを、9段階を

320万円から420万円、そして420万から520万円、さらにいえば520万から620万、720万以上というふうには、少し細分化をして保険料を決めていくというやり方に変えるという介護保険条例の改正の部分でございます。一番いいのは、低所得者対策になるということで賛成したいと思います。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言をします。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第2号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第18、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正についてを議題といたします。

総務民生常任委員長報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第2号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略いたし、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第 2 号、南部箕蚊屋広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 2 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 3 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 19、議案第 3 号、南部箕蚊屋広域連合情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第 3 号、南部箕蚊屋広域連合情報公開条例の一部改正については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第 3 号、南部箕蚊屋広域連合情報公開条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 3 号は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 4 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 20、議案第 4 号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に

関する条例の一部改正についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第4号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第4号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第5号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第21、議案第5号、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における個人情報保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第5号、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における個人情報保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第5号、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを採決いたします。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第6号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第22、議案第6号、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第6号、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第6号、南部箕蚊屋広域連合と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを採決いたします。

議案第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立全会一致でございます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第23 議案第7号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第23、議案第7号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第7号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決とすべきものと決しました。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第7号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議についてを採決いたします。

議案第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 8 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 2 4、議案第 8 号、令和 5 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第 8 号、令和 5 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第 8 号、令和 5 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

議案第 8 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 9 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 2 5、議案第 9 号、令和 5 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第 9 号、令和 5 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全

会一致で可決とすべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第9号、令和5年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第10号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第26、議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託された議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決とすべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番、真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和6年度の一般会計予算について反対をいたします。

今回の令和6年度の予算は、一般会計予算額5億500万、それぞれが町村からの分担金及び負担金、あと国庫支出金、県支出金等で成り立っています。そのうちの87.4%、4億4,126

万5,000円、これがいわゆる保険給付費に充てていくお金だというふうな予算になっています。

今回、この広域連合というのは、3町村の介護保険を運営していくためにつくられた広域連合議会です。介護保険というのは介護保険法に基づいて運営されるというのですが、第1期から、これは保険料を住民に課していくという仕事があるものですから、そこで保険料の設定や保険料を集めてどのような事業をしていくのかということをも予算、決算に出てきてしていく内容になっているわけですね。これは保険事業者と違って、介護保険を担っている広域連合といえども、地方自治体の一つであるわけです。入ってくるお金は公費が入ってきているわけですね。公費と住民からの保険料で成り立っていく。そういう制度でいえば、誰かが手を挙げて介護保険に入りたいという民間の制度ではないことをすれば、当然、地方自治体が責任を持ち、運営していくということになると思うのです。これは大きな公共事業であって、互助事業とはいえ公共事業であって、本来どのような目的を持って臨むのか。株式会社がやってみようという経理を出して、株式会社はもうけて利益が出るのが大きな目的ですから、法を曲げない限り、その報告して利益が上がるということをやって株主認められたら仕事が成り立つわけです。介護保険法に基づいて運営していくのが広域連合議会だと、こう言うのであれば、それは本来、地方自治体が集まって、公共のお金と住民から半ば強制的に取っている保険料を運営していく公的な性格を逸脱するものだというふうに考えます。そこで何かというと、どういうふうになっても、憲法や地方自治法、社会福祉の立場から介護保険を運営するには、公共の福祉が大前提にならなければならないというふうに考えています。

そこで介護保険というのは、公共の福祉のためにどのような計画を持つかということで、介護保険の計画を持つのではないのでしょうか。そこで出されている第9期の内容が、人口が、団塊の世代が75歳となってくる令和7年を見据えて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきて、ますますこれが重要になると。なぜ重要になるかというと、団塊の世代が75歳以上になってきたら、この方たちが介護が増えてきたら、介護保険が参酌標準から見ても、認定率が二十何%超えてきたら成り立たないわけですね。だから成り立たないために、その受皿をつくるために、地域包括ケアシステムを進めると、こう言ってるわけですよ。それもどう書いてあるかというと、地域包括ケアシステムは、構成町村と協力して行うと書いてある。この目標に立って、これをして、基本目標として高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくりという、公共の福祉に合った内容で計画を立ててくるからこそ、この広域連合の仕事ができてくるわけではないんですか。

ところが、先ほどの一般質問の中でもあったように、これは介護保険法以外のことはできない

んだと、介護保険法を著しく解釈が私は間違ってると思うんですけども、そこに住む住民が安心して住み続けることができるために介護保険制度があるんだという立場に立脚したからこそ、地域包括ケアの準備をしていくと言っているのではないんですか。それをこの広域連合の中で話すことではないと言うのであれば、それは仕事放棄であり、それであれば、広域連合を解散すればいいことです。

私は、今回の一般会計の予算は、広域連合が成り立つ上の3町村からの拠出を行っている広域連合が、運営する側がそもそも本来の趣旨を間違えて、民間並みの介護保険制度のみの数字だけの広域連合だと思うのであれば、それは甚だ間違ってるし、それを訂正して、いつの場所でもいいから、次の議会でもいいから、訂正して、本来、介護保険制度を担っていく広域連合とはどういうものかということ、きちりと議会に説明する必要があるということ、この反対討論の中で述べておきたいと思うのです。

このままでは、広域連合をしている意味がない。そのようなことを連合長は発言してきている。少なくとも、構成町村と協力していくというのであれば、一方の側の、協力する双方の広域連合がどのような考え方を持っているかということ、これを述べるべきではないか。そういうこともせずに、数字だけ通せというのは思い上がりも甚だしい。極めて厳しい言葉で指摘して、本来の首長の立場に戻って、住民の福祉を守る立場での介護保険を運営すべきだと。そういう点から見たら、著しく外れているということで、私は今回の広域連合の一般会計予算には反対をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

9番、細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。今、反対者がる言われましたけども、この一般会計には5億500万の予算で、今、真壁議員が言われたとおり、ほとんどが町村負担金や低所得者軽減負担金等を含め、またその中で90%近くが介護保険特別会計に入る予算でございます。るる言われましたが、一番ここで問題になったのは、介護保険広域連合自体おかしいんじゃないかというような意味もありましたが、公費や保険料も入っていますし、法の下でやっている、これは当然やっております。公共の福祉を大前提でやっているのがこの介護保険でございます。住民の福祉の充実をするためにやっているのが、この介護保険であり、地域包括ケアシステムなんです。

地域包括ケアシステムという言葉も、介護保険ができてから生まれた言葉でして、今、真壁議員がる反対言われましたけども、地域包括ケアシステムを活用しながら、おのおの関係町村の福祉の充実を図っていただきたいというのが、この大きな趣旨でございます。

一番大きな資料というか、財産というのは、この介護保険なんです。介護保険、皆さんから保険料を頂きながら、高齢者を含め、まずこれは高齢者から入りましたけど、高齢化率が高い中で、この高齢者をいかにして守っていくか。こういうシステムをきちっとして、これが地域福祉に準じ、また地域包括ケアですので、高齢者ばかりでなく、その中におられる障害者とか、いろんな問題も含めた、その中で大きなのはこのシステムを活用しながら、これを地域の福祉充実するためのこの制度でございます。

今回の一般会計では、そういうことも中に含めながら、関係町村の負担金とか、職員の給料とか、これに対して特別会計に出すというような内容の一般会計でございますので、賛成いたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは続いて、原案に反対の方の発言を求めます。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上で討論は終結いたします。

これより、議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を採決いたします。

議案第10号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第11号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第27、議案第11号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第11号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決とすべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8 番、真壁議員。

○議員（8 番 真壁 容子君） 令和6年度の広域連合介護保険事業の特別会計予算について、反対をいたします。

介護保険の事業特別会計で反対をする大きな骨子というのは、介護保険の事業の制度やそのものについての反対です。

内容では、説明資料の1ページを見ているのですが、今回は予算規模は事業運営としてそれぞれ31億円、歳入歳出。前年度に比べて6,600万円の減になっている。この内容等については、委員会でもお聞きしてきたところです。

介護保険の仕組みは、ダイジェスト版の最後にも載っていたように、保険料と、あとは国・県、公費とで成り立っている。保険料が5割、いわゆる公費が5割という内容です。歳入で見れば、この今回の31億を構成する約2割の6億1,477万3,000円が保険料として徴収されることになります。国からのお金が7億2,100万、支払基金からは8億2,200万、これは保険料です。あと県支出が4億5,500万、あと繰入金等で成り立っています。

まず1番の反対は、この歳入で国庫支出金が7億2,100万、総費用の4分の1を負担しているということですが、措置制度の時代には、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1でした。その制度から見ると、介護保険制度になって半分を国民からの保険料で賄うことになるから、国庫負担が半分の4分の1に減ってきたわけです。一番の大本は、この本当に税金を集めている政府が公費でなくてはならないものを、互助制度だといって、保険料で1号被保険者、2号被保険者に負担を課してきたところに大きな問題があると。

これまで3町の、広域でいえば、65歳の方々からは6億1,477万3,000円もの保険料を集めているわけです。これを集めなくてよければ、年金暮らしの方々はこの6億1,477万を地域で使ったりして、随分地域活性化にも役立ってきていると思うのですが、保険料として徴収されている。ここから来る問題は、保険料は負担するのだけれども、使う使わないは自分で決めることができなくて、審査して認定されて初めて要介護認定を受けてサービスを使えるということですから、使っている方々は、保険を払っている方々の約2割にしかすぎないという制度そのものが大きな間違いだというふうに考えています。

広域連合でこの事業特別会計を審査しろということになれば、もうほとんどが、これまでもそうですけれども、恐らくどこの自治体もそうかなんて思ったりするんですけども、国が示しているとおりの費目で行って、それぞれがかかった経費をやっているということで、このこと自体の会計で、今抱えている人材不足の問題や、いわゆる在宅介護の十分に補っていけるようなところ

が出ているかというような数字にはなっていないわけです。そもそもそこに期待するのは無理かもしれませんが、そのような解決策を探っていくような予算編成にはなっていない。かかった分だけをやっている内容だというふうに私も考えています。

そこだけで指摘するのであれば、国庫負担を元に戻して、保険料等、住民負担のないように求めていくことが、持続可能な介護を国に定着させるための一番の内容であると考えます。

2番目には、それでも国のやり方があるんだけど、構成する保険者が努力をしようというのであれば、住民の実態に即した保険料の設定になってくると思います。第1期から比べても相当の金額が上がっている中での保険料の負担です。やはりこれは、どう考えても持続可能な内容ではないというふうに考えます。

きっと賛成討論の方々は、これがあるから介護保険制度が維持できてるのやと思うのですが、特に中山間地域を抱える広域連合が今後考えていかななくてはならないのは、国の諸制度の改悪の中で、ここに住む人たちが本当に安心して住み続けるために、介護保険制度を使えるような内容になっているかどうかということを、真剣に考えるときに来ているのだと思います。そういう意味で、地域包括ケアの推進と言ってるのだと思いますが、その中身も語られず、改善策もできないままでは、介護保険事業の未来への話ということも当然保証できないんじゃないかと思うのです。

本来、住民への介護の充実ないしは住み慣れた町に安心して住み続けるためにということであれば、この介護保険制度の抜本的な改善を広域連合を挙げて求めていくべきではないかという点から反対をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

9番、細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 今るる、特別会計の中身については、真壁議員の言われたとおりでございまして、反対の中の討論の中で、制度を見直すべきだということですが、これはもう24年になりますか、介護保険制度始まって。それぞれもう住民認知しております。相当、問題のあったのが、今るる言われましたけども、この介護保険、100%の介護保険を運営するために、50%が公費が入っております。そのうちのあと40%が40歳までの2号被保険者ですかと、高齢者、1号保険料は23%で、この南部箕蚊屋、全部で特別会計31億ですか、高齢者は23%の負担で行っております。

その中で、今回、議案第1号でありました保険料を改定して、一番、真壁議員もこれは評価されておられましたけれども、特に、軽減世帯、低所得者、第1段階から第3段階の人、2.26

9人おられるんですね。これらの方にもすごく軽減されておられます。それと、初めてお聞きしましたが、高所得者にも軽減を図れって言われました。今まで高所得者から、高い分ちょっとでも頂戴やって流れでしたが、今回初めて、13段階までにして、高所得者の人にもちょっと低所得者のほうに回してえなというのが、この介護保険の今回の大きな改定でございまして、中身が大分変わってきたなと思っております。

確かに言われましたように、700万以上の所得者が61名もおられるっていうのは私もびっくりいたしました。けども、やっぱり低所得者の方がまだまだ多い。この人やちに配慮した、この介護保険の制度でございまして。

確かに2号被保険者の方には、20歳から40歳までですか、の方には、もうちょっと上がってるかと思えますけども、第1号保険料の年金暮らしの方は、その中の、31億の中の23%、みんなで見ましようやっていう制度でございました。その中で、もちろん施設給付、在宅給付、今の言われました訪問介護等が遠くに行けない、そういうこともありますけども、その中でも、私たち広域連合の中で、この施設の人、今回の改定で施設給付の方が、施設が伸びました。大変コロナ等、また食料品等アップ、電気等アップで、一番大事な要の施設の方が大変苦労されました。これがこのように今、改善されるように今回の6期から8期の間にされるようになっております。そこには、どうしても高齢者ですので、医療とか、また障害の方もおられます。それらの連携が、今回の第9期、この介護保険制度の中には反映されております。

そのような中身の一つの広域連合の会計でございまして、高齢者をいかにして守るかというのをひしひしと感じるような、また特に低所得者に対する手当てがされている中身でございまして、賛成いたします。

○議長（勝部 俊徳君） 続いて、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第11号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

議案第11号は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございまして、よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 8 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 2 8、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、山路有議員から、閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査申出がありましたので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、山路有議員からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもちまして、今期定例会の会議に付されました議案は全て議了いたしました。よって、令和 6 年第 1 回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。

以上をもちまして、令和 6 年第 1 回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後 4 時 1 2 分閉会
